

東京都知事

小池百合子様

公益社団法人東京都専修学校各種学校協会  
会長 山中祥弘

### 令和 4 年度東京都予算の編成ならびに施策に関する要望等について

日頃より私立専修学校各種学校の教育と学校運営に格別のご支援を賜り、厚くお礼申しあげます。

産業社会の発展に伴う職業教育の高度化・多様化・国際化が求められる中、専修学校各種学校は学生の職業に対する夢の実現、ならびに社会人の学びなおしに対する、実践的な専門職人材の育成に貢献して参りました。

現在、東京都内の私立専修学校各種学校では、全国各地・世界各国から入学者を受け入れ、都内私立学校生の 29.0% (17 万人) に達しています。**資料 1** また、卒業生の 73.8% が都内に就職しており、東京の生活文化、福祉、企業等の活動を支える、重要な基盤人材となっています。

しかし、長引くコロナ禍は、専修学校各種学校の学生及びその家族の生活をも直撃しており、学生は学費・生活費の困窮だけでなく、遠隔授業の実施による実習時間の不足、さらに今後の就職への不安などに直面しています。専修学校各種学校生は大学生と比べて、経済的に困難な学生が多く、アルバイトへの依存度も高く、さらにコロナ禍により、アルバイト先も減少しております。**資料 2**

こうした学生の切実な声に応えるべく学校としては鋭意努力していますが、経営基盤の脆弱な専修学校各種学校の現状では、学生への経済的支援は限界に達しています。東京の将来を担う学生が夢を断念することなく学修継続の支援強化と職業教育の維持向上のために、次の要望実現へ格別なご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

## 令和4年度

### 東京都予算編成に関する要望

#### 専門学校関係要望

- 1 私立専修学校「教育振興費補助制度」の専門課程への適用
- 2 「私立専修学校職業実践専門課程推進補助」の増額
- 3 修学支援制度（無償化制度）の実質化
- 4 職業実践専門課程の第三者評価実施校に対する経常費助成の加算

#### 高等専修学校関係要望

- 5 私立専修学校「教育振興費補助制度（高等課程）」の改善と増額
- 6 私立専修学校特別支援教育事業費補助（高等課程対象）の増額

#### 各種学校関係要望

- 7 各種学校日本語学校及び在籍留学生への支援の充実

#### 共通要望

- 8 コロナ禍による授業料減免に伴う学校支援の充実
- 9 学校施設における換気強化促進のための設備費補助
- 10 私立専修学校教育環境整備費補助「教育設備・研究図書」の増額
- 11 私立学校安全対策促進事業費補助「耐震工事補助」の継続
- 12 「第三者評価促進補助」の対象拡充

### 東京都の施策に関する要望

- 13 社会人の学び直し「循環型教育機関」としての専門学校活用の拡大
- 14 コロナ禍の留学生支援に関する東京モデルの構築
- 15 国家戦略特区「海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業」の認定
- 16 中学・高校でのキャリア教育充実へむけた専修学校との連携

要 望 事 項

東京都予算編成に関する要望

専門学校関係要望

1 私立専修学校「教育振興費補助制度」の専門課程への適用

専門学校は大学・短大に比べて東京都以外に国からの経常費助成は全く無く、自力経営での職業教育は限界に達しております。

つきましては、今後も長期的に専門教育の使命を全うするために、他府県同様認可者である都から専門課程全般に対する「教育振興費補助」の実現をお願い致します。

**要望額** 28億円（学生1人 20,000円×13万8千人）

※学生数：令和2年度「学校基本調査報告書」（東京都）より

資料3

周辺3県の専門学校運営費  
助成の学生一人当たり単価  
と総額（令和2年度）

神奈川県	@62,493円	1,117,505千円
埼玉県	@24,700円	286,471千円
千葉県	@13,000円	156,000千円
東京都	@4,000円	226,504千円

2 「私立専修学校職業実践専門課程推進補助」の増額

実践課程認定校への都からの補助制度もあり、都内専門学校の42%（150校）となりました。さらに、企業等との連携による実践的な教育の充実促進を図っています。その結果、文科省の実証研究調査等によっても、高い評価を受けております。資料4

つきましては、さらなる実践的教育充実のため、現在の実践課程の学生1名につき、4,000円の補助を、20,000円に増額していただきますよう、お願い致します。

併せて、全国専修学校各種学校総連合会から全国知事会へ財源の要望を行い、全国知事会として「特別交付税などの地方財政措置創設の要望」になりました。今後ともよろしく御願いたします。資料5

**要望額** 11億6千万円（学生1人 20,000円×5万8千人）

※学生数：令和3年「東京都の私学行政」より

3 修学支援制度（無償化制度）の実質化

東京都では現在、私立高等学校等特別奨学金の対象を、年収約910万円未満の世帯まで広げ、国の就学支援金と合わせて、都内私立高等学校の平均授業料を勘案した額まで支援しております。他方、専門学校については、年収約380万円未満が限度とされております。確かに国制度ではありますが、所得水準基準が同様となるよう、都独自の対応を御願いたします。

4 職業実践専門課程の第三者評価実施校に対する経常費助成の加算

文部科学省は、2019年9月に日本の専門学校を大学と同等の高等教育機関として初めて世界に公表しました。現在措置されている東京都の専修学校の学校評価への支援は、教育の質保証・向上に向けた先進的取組として内外で高く評価されています。

こうした状況のもと、更なる振興策として、先ず「職業実践専門課程」の第三者評価実施校に対して学生1人当たり20,000円の経常費補助の加算を、お願い致します。

## 高等専修学校関係要望

### 5 私立専修学校「教育振興費補助制度（高等課程）」の改善と増額

この度の新型コロナウイルス感染症対策に関しましては、私立高等専修学校に対し、学校教育法第1条の私立学校とすべて同様に、保健衛生用品の購入経費を補助いただき大変感謝いたしております。会員校一校一校が、引き続き感染防止対策を強化して安心・安全な教育環境づくりに努め、生徒の学びを更に継続確保してまいります。

学校運営に係る経費は生徒の生命に関わることから、新型コロナウイルス感染症対策と全く同様です。

現在、私立高等専修学校には、教育振興費補助は実施されておりますが、私立高等学校に実施されている経常費補助と比較し、同じ後期中等教育機関であるにもかかわらず、スクールカウンセラーの設置や安全対応能力向上の取り組みなどでの格差があります。

私立高等専修学校の一層の充実を図るため、教育振興費補助の新たな補助枠の設定や、補助対象科目の見直しなど、私立高等学校と同等の財政支援策を講じて頂き、多様な生徒の学びのセーフティーネットの確立をお願い致します。

**要望額** 私立高等学校経常費補助と同額

**資料6** 経常費補助と振興費補助の補助対象科目対比表

### 6 私立専修学校特別支援教育事業費補助（高等課程対象）の増額

私立高等専修学校は、発達障害者支援法第8条に明記されており、教育困難と言われている障害のある生徒を受け入れ、身辺自立から、生活自立、さらに社会自立に向け、インクルーシブの環境下で、職業教育を施し、社会自立を支援している学校群であります。特に、障害者雇用の開拓や、卒業後のフォロー指導など、教育にとどまらず生涯にわたった支援をしています。それは、多大な労力を必要とする業務となっております。

つきましては、特別支援学校高等部と同様に障害者教育、更には障害者雇用に推進している私立高等専修学校に対し、同等の財政支援を頂き、学びのセーフティーネットの確立をお願い致します。

**要望額** 3億2千592万円 (生徒1人1,552,000円×210人) **資料7**

※生徒数：令和3年「東京都の私学行政」より

※令和3年度特別支援学校高等部1人当たり助成額1,552,000円

※令和3年度別支援対象専修学校高等課程生徒数 210人

※令和3年度私立専修学校特別支援教育補助1人当たり助成額776,000円(参考)

## 各種学校関係要望

### 7 各種学校日本語学校及び在籍留学生への支援の充実

コロナ禍による留学生の入国制限によって、各種学校である日本語学校は存亡の危機に陥っています。教員定数や授業時間数が確保された各種学校である日本語学校で学んだ留学生が、その後目的の企業に就職、さらなる技術獲得のため専修学校に進学し、その後、企業経験を積み、母国に戻り就職・起業する、あるいは国内でさらなるキャリアアップを目指すなど、一定の循環が出来上がり成果をあげています。しかし、今回のコロナ禍による入国制限は、各種学校である日本語学校の基盤に直接的で大きな打撃を与えています。

- ① 学校に対しては、私立専修学校「教育振興費補助制度」の専門課程への適用で要望している学生1人あたり2万円の新たに「教育振興費補助」の実現をお願い致します。
- ② 専修学校同様にデジタル技術等を活用し多様な学習ができる効果的な教育環境も早急に整備するの必要が生じています。つきましては新たに「教育設備費・研究図書費」補助の創設をお願い致します。
- ③ さらに、各種学校である日本語学校に在籍する困窮留学生への「学びの継続」のための緊急給付金の実現をお願い致します。

**要望額** ①教育振興費補助 3億円(学生1人 2万円×15,000人)

※各種学校である日本語学校30校、総定数1万5千人。

②教育設備・研究図書費の創設 6千万円(200万円×30校)

③「学びの継続」のための緊急給付金 5千万円(10万円×500人)

## 共通要望

### 8 コロナ禍による授業料減免に伴う学校支援の充実

コロナ禍により、学修意欲の高い専門学校生が修学を断念する可能性が高まってまいります。専門学校では、授業料の分納や減免、等の対応により学生支援をしています。

此の件につきましては、昨年度来「授業料減免校への支援措置(実証研究事業)」に対し都道府県費の加算が可能となりましたので、下記補助額を要望致します。

**要望額** 7千万円 (20万円×350校) **資料8**

### 9 学校施設における換気強化促進のための設備費補助

新型コロナウイルスが猛威をふるい学校においても換気の徹底が求められています。校舎建築の時期によっては換気設備の老朽化が著しく、学生・生徒の健康・安全を守るには適切でない状況があります。コロナ禍の終息が見込めない現在、マスク、手指消毒、三密をさけることは徹底させますが、さらに、長期的な対策として、換気設備の増強・増設のための補助を御願い致します。

## 10 私立専修学校教育環境整備費補助「教育設備・研究図書費」の増額

教育施設設備の充実及び教職員の資質の向上のための教育研究環境の整備は、実践的な職業教育を担う専修学校にとって重要な課題となっていますが、その全てを自力で調達することは、専修学校にとって過大な負担となっています。

特に、今回のコロナ禍による感染リスクが拡大するなか、デジタル技術等を活用した多様な学習ができる効果的な教育環境も早急に整備する必要が生じています。例年、要求額は予算額を超えているのが実情で、助成額は要項の基準を下回っております。 **資料9**

つきましては、「教育設備・研究図書費」補助額の大幅な増額をお願い致します。

**要望額** 5億円 ※令和3年度助成予算額 3億2千500万円

## 11 私立学校安全対策促進事業費補助「耐震工事補助」の継続

耐震工事補助は、平成20年度より他の学校種も含めた私立学校安全対策促進事業費補助として実施されていますが、現在でも、耐震化工事を必要とする学校が存在しています。

つきましては、賃借校舎も対象とする予算措置の継続拡充をお願い致します。

**要望額** 11億9千2百万円 (平成30年度助成予算額同額)

## 12 「第三者評価促進補助」の対象拡充

専修学校における学校評価は、グローバルな視点からも第三者評価の意義が重要さを増しています。高等教育としての専門職教育機関の質保証向上のための第三者評価促進策として、現在の第三者評価促進のための実施費用の半額助成の継続と、第三者評価助成対象校を専門学校から、さらに高等専修学校および専修学校一般課程、そして各種学校に拡大していただくようお願い致します。

## 東京都の施策に関する要望

### 13 社会人の学び直し「循環型教育機関」としての専門学校活用の拡大

非正規労働者等に対し、国および都においては国家資格取得等を目指す1～2年の「非正規労働者等への長期高度人材育成コース」[資料10](#)を設定し、民間の委託訓練先として専門学校等を想定した公共職業訓練を実施しています。（東京都は「専門人材育成訓練」という名称）[資料11](#)

しかしながら、このような委託訓練等は現在の雇用状況を改善する重要な施策であるにもかかわらず、令和3年度の事業参加校13校18学科となっております。

本制度の普及啓発については当協会として努力いたしますが、都、ハローワーク、そして協会が連携して対応するよう、よろしく願い致します。

### 14 コロナ禍の留学生支援に関する東京モデルの構築

現在の我が国における「人手不足」の対策として、在留資格「特定技能」が創設されました。しかし、優秀な「人材不足」対策としては日本の専門学校で優れた専門的技能を習得した留学生の確保はこれからの日本にとって重要です。

当協会では今年度、文部科学省から「専修学校留学生学びの支援推進事業」を受託し、「コロナ禍を踏まえた外国人留学生の戦略的受入に向けた体制整備」として、留学前から就職支援までをトータルに支援するパッケージモデルを提案することにしております。

東京都においても、留学生支援に一層ご支援をいただきますよう御願いたします。

### 15 国家戦略特区「海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業」の認定

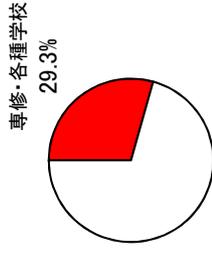
すでに福岡県、千葉県、愛知県、広島県等では標記の「特区」が認定されており、海外大学を卒業した外国人留学生の日本語学校卒業後の就職活動支援事業が開始されています。東京都においても、今後人材不足が見込まれる産業を保護するため、同様の特区認定推進にあたり、ご尽力をお願い致します。

### 16 中学校・高校でのキャリア教育充実へむけた専修学校との連携

産業構造の急激な変動に伴い、中等教育において、将来を見据えた産業教育の振興は重要性を増しています。東京の次の時代を支える人材育成のために、専修学校・各種学校に接続する、高等学校中学校団体、行政関係団体が連携し、効果的な産業教育としてのキャリア教育ならびに進学指導の振興をするため、産学官連携教育の充実に、一層のご支援をいただきますよう要望いたします。特に、都立高において都知事推薦、文部科学省大臣認定の職業実践専門課程に対する周知促進を重ねてお願い致します。

# 資料 1

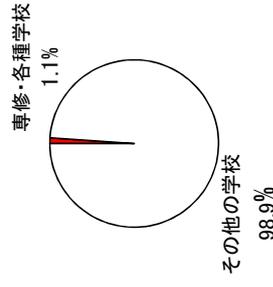
## 東京都の私立学校に対する助成状況の比較(令和2年度学校基本調査より)



学校数



在学者数



都補助額

	学校数	%	在学者数	%	教員数(本務)	%	職員数(本務)	%	※都補助額(千円)	%
専修学校	395	21.0	147,605	24.9	7,172	20.0	3,602	37.1	1,075,213	1.0
各種学校	157	8.3	22,912	3.9	2,144	6.0	808	8.3	90,720	0.1
<b>計</b>	<b>552</b>	<b>29.3</b>	<b>170,517</b>	<b>28.8</b>	<b>9,316</b>	<b>26.0</b>	<b>4,410</b>	<b>45.4</b>	<b>1,165,933</b>	<b>1.1</b>
幼保連携型認定 こども園	25	1.3	5,087	0.9	660	1.8	131	1.3	382,241	0.4
幼稚園	814	43.2	133,017	22.4	9,905	27.7	2,061	21.2	16,426,130	15.4
小学校	55	2.9	25,385	4.3	1,521	4.2	286	2.9	6,035,807	5.7
中学校	188	10.0	76,707	12.9	4,333	12.1	639	6.6	23,035,375	21.6
高等学校	237	12.6	172,783	29.2	9,780	27.3	2,095	21.6	57,920,785	54.4
高等学校通信制	8	0.4	8,835	1.5	197	0.6	54	0.6	113,784	0.1
特別支援学校	4	0.2	237	0.04	85	0.2	31	0.3	1,468,297	1.4
<b>合計</b>	<b>1,883</b>	<b>100</b>	<b>592,568</b>	<b>100</b>	<b>35,797</b>	<b>100</b>	<b>9,707</b>	<b>100</b>	<b>106,548,352</b>	<b>100</b>

※ 学校数等は学校基本調査(令和2年度)から抜粋。(「高等学校」のうち通信制課程を併置している学校は、学校数を「高等学校」と「高等学校通信制」に重複計上した)  
 ※ 高等学校の在学者数は本科生のみ

※ 都補助額は東京都生活文化局私学都所管予算(令和3年度)を基に、原則として、東京都の独自財源で各学校への直接補助に限定して集計した。(学種間にもたがかる補助等を除く)

## 専門学校生と大学生の生活に関する調査比較

((独)日本学生支援機構令和2年3月発行「平成30年度学生生活調査」結果より)

1. 家庭の平均収入は大学の方が多く、専門学校と3割近い差がある(表1)
2. そのため家庭からの給付も3割近く少ない(表2-①)
3. 実際の学生の収入合計も約1割低くなっている(表2-②)

表1: 家庭の年間平均収入(円)

専門学校(平均)	6,290,000
大学(昼間部)(平均)	8,620,000

表2: 学生の収入状況

	①家庭からの給付	奨学金	アルバイト	定職・その他	②合計
専門学校(平均)	862,900	495,200	355,000	130,100	1,843,200
大学(昼間部)(平均)	1,196,600	359,600	401,500	43,600	2,001,300

専門学校生(社会人を含む。通信課程・休学者・外国人留学生は含まない。)公立・私立専修学校、専門課程本科)より抽出  
在籍588,315人から18,000人を対象

大学生(学部生。社会人を含む。通信課程・休学者・外国人留学生は含まない。)国立・公立・私立大学・短期大学)より抽出  
在籍2,968,471人から94,998人を対象

資料3

令和2年度 私立専門学校に対する経常費（運営費）助成の状況（全専各調査）

（令和2年9月1日現在／単位：円）

都道府県	対象	学校単価	生徒単価	備考	都道府県	対象	学校単価	生徒単価	備考
北海道	学	0	26,885	職実：教員研修対象補助2,000千円	滋賀県		0	0	
青森県	学	0	29,365	生徒数が収容定員の1/3以上等	京都府		0	0	
	非学	0	13,280						
岩手県	学	0	17,980	職実：3,000千円	大阪府		1,500,000	0	職業実践専門課程対象40校
宮城県		0	0		兵庫県	学	0	9,903	
				非学		0	7,319		
秋田県	学	0	34,680		奈良県	学	1,200,000	33,070	職実指定学科対象
山形県	学	0	46,287					31,500	上記以外
	非学	0	11,638						
福島県	学	0	25,000		和歌山県		0	0	
茨城県	学	0	17,500		鳥取県		21,006,000		専修学校15校の総額
栃木県	学	37,100,000		専修学校・各種学校の総額	島根県	学	500,000	18,440	学校割：職実対象
群馬県	学	0	31,270	高度専門士・専門士称号付与校 上記以外	岡山県		0	0	
			20,040						
埼玉県	学	0	25,000		広島県		0	0	
千葉県		0	13,000		山口県		0	0	
東京都		0	0	職実：1人当たり4,000円	徳島県		0	0	
神奈川県	学	0	64,220	職実：認定学科対象に助成有	香川県		0	7,760	職業実践専門課程等の条件あり
	非学	0	15,000						
新潟県	学	0	22,400		愛媛県		500,000	0	職実認定校、県内企業等との連携 7校
富山県		0	0		高知県		450,000	0	職業実践専門課程等の条件あり
石川県	学	0	27,100		福岡県		13,600,000	0	学校割：職実対象
福井県	学	0	27,000		佐賀県	学	500,000	12,500	学校割：職実対象校、生徒割：公務員受験、大学受験除く
山梨県	学	500,000	2,000 ～16,000	生徒単価は、専門士称号付与や県内生と県外生で異なる	長崎県	学	0	6,300	公務員受験、大学受験、語学除く
長野県	学	0	15,000		熊本県		0	0	
岐阜県	学	0	42,049		大分県	学	250,000	0	
静岡県	学	5,313,000	0	学校割48校	宮崎県	学	9,114,000	0	専修学校学校割の総額
愛知県	学	0	13,500		鹿児島県	学	33,221,000		専修学校の総額
	非学	978,600	0						
三重県	学	150,000	15,570		沖縄県	学	28,668,000		学校割：職実対象

（全国専修学校各種学校総連合会「令和2年度 専修学校各種学校都道府県別助成状況」より抜粋）

※原則として、1学校・1生徒当たりの金額

※「学」は学校法人立校、「非学」は学校法人立校以外、「個」は個人立校

経常的経費助成実施	36道府県
職業実践専門課程等助成	13道府県
経常的経費助成未実施	11道府県

## 資料4

# 職業実践専門課程の認定による教育効果と第三者評価による質保証

## 東京都の職業実践専門課程認定状況(令和2年度)

認定学科数 / 学校数	540 学科 / 150 校
(設置学科数 / 学校数)	(1,296 学科 / 359 校)
(認定校・学科数の割合)	41.6% / 41.7%

### 学校運営や教育活動の質向上の効果！

文部科学省の平成29年度「職業実践専門課程の実態等に関する調査研究」報告書では、認定と受けた学校の多くが、学校運営や教育活動の質向上の効果があると回答した。

#### ●教育活動の質向上、生徒の満足度が向上

生徒の実践的・専門的な知識・技能の習得 88.4%

生徒が希望する進路の実現 74.7%

#### ●教職員の能力向上

業界において求められる能力に対する教職員の理解・指導力の向上 85.1%

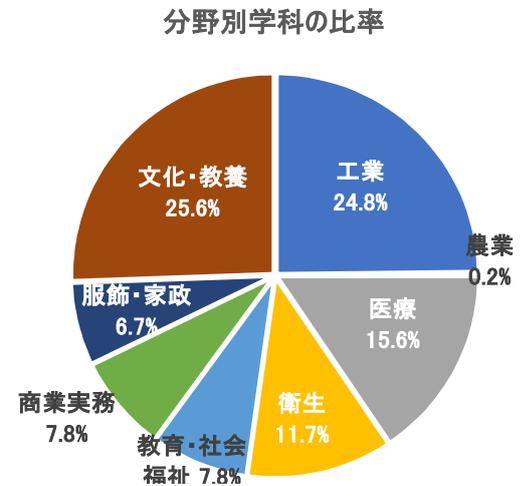
#### ●改善プロセスの確立

教育課程の組織的・定期的な見直しの実施 84.4%

#### ●学校関係者の理解度・評価の向上

企業等、外部組織との連携強化(企業による積極的な教育への参画)82.8%

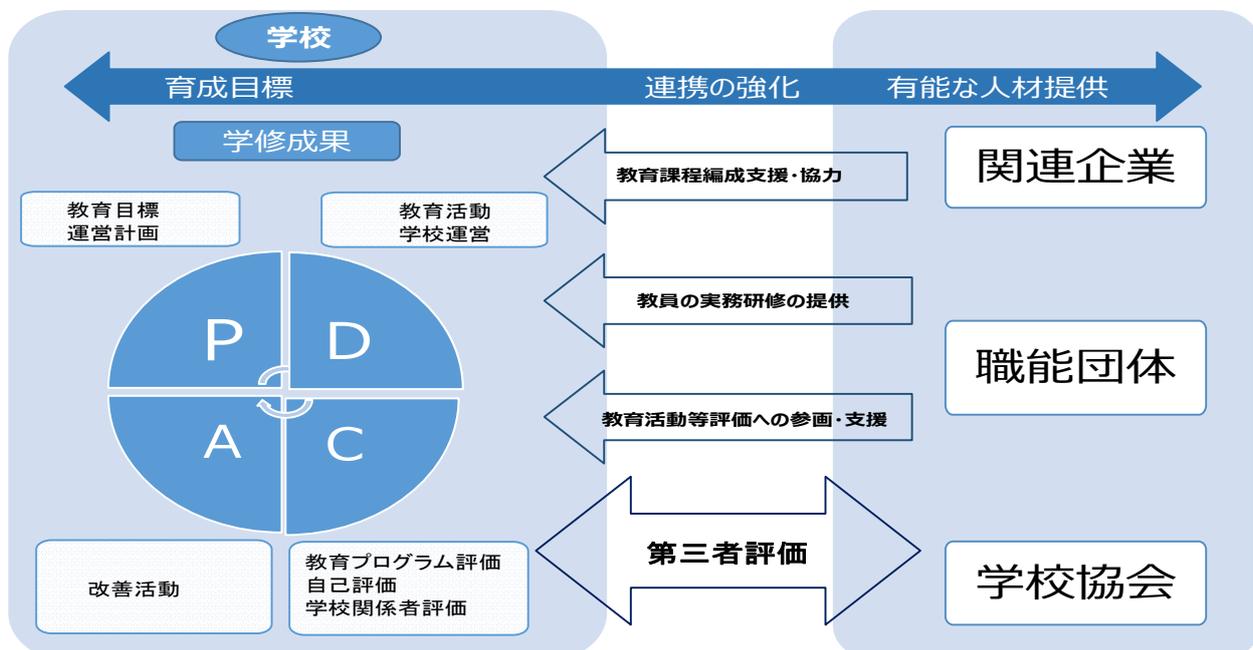
学校関係者による学校の理解度の向上 79.3%



### 実践的な教育の充実促進を図るには、企業等の外部との連携が不可欠！

学校では、最新の知識・技術・技能を反映するため、企業等からの意見を活かしたカリキュラム改善等の教育課程編成や学校関係者評価を実施している。職業実践専門課程の求める質の保証、教育の充実・発展のための企業等との連携が必要となる。

さらに、各学校での実践について第三者評価による質保証を目指す。



## **資料5**

全国知事会（令和3年6月10日開催）

「国の施策並びに予算に関する提案・要望（政策要望部分）」

### **【文教関係】**

#### 1 教育施策の推進について

- ・地域の企業等と連携して実践的な職業教育に取り組んでいる専門学校は、地域人材の育成に貢献しているところであり、当該専門学校が安定的な教育活動を行えるよう、職業実践専門課程を有する専門学校に対する助成を実施している地方公共団体を支援するため、特別交付税などの地方財政措置を創設するなど、十分な財政支援措置を講ずること。

## 資料6

## 経常費補助と振興費補助の補助対象科目対比表

令和3年7月作成

	私立高校経常費 補助対象科目	私立専修学校教育振興費 補助対象科目	備 考
<b>人件費支出</b>			
教員人件費支出	○（本務教員、本俸・期末・その他の手当・所定福利費）・ （兼務教員人件費）	○ 同左	
職員人件費支出	○（ 同上 ）	○ 同上	
<b>教育研究経費支出</b>			
消耗品費支出	○	○	
光熱水費支出	○	○	
旅費交通費支出	○	×	
車両燃料費支出	○	×	
福利費支出	○	×	
通信運搬費支出	○	×	
印刷製本費支出	○	○	
出版物費支出	○	○	
修繕費支出	○	○	
損害保険料支出	○	×	
賃借料支出	○（土地・建物を除く。）	×	
公租公課支出	○	×	
諸会費支出	○	×	
会議費支出	○	×	
報酬・委託・手数料支出	○	×	
生徒活動補助金支出	○	×	
<b>管理経費支出</b>			
消耗品費支出	○	×	
光熱水費支出	○	×	
旅費交通費支出	○	×	
車両燃料費支出	○	×	
福利費支出	○	×	
通信運搬費支出	○	×	
印刷製本費支出	○	×	
出版物費支出	○	×	
修繕費支出	○	×	
<b>設備関係支出</b>			
教育研究用機器備品支出	○	○	
その他の機器備品支出	○	×	
図書支出	○	○	

## 資料 7

## 令和 3 年度

## 特別支援教育事業費補助と特別支援学校等経常費補助の比較

## 特別支援教育事業費補助 (円)

学 種	開始年度	単価 (生徒 1 人当たり)
専修学校 (高等課程) ※ 1	平成 29 年度 (平成 15 年度開始)	776,000
幼稚園 ※ 2	平成 29 年度拡充	784,000

※ 1 特別支援教育を行っている私立専修学校高等課程が対象

※ 2 障害児が 1 人または学校法人立以外の幼稚園に通園している場合

## 特別支援学校等経常費補助 (円)

学 種	単価 (生徒 1 人当たり)
特別支援学校 (高等部)	1,552,000
特別支援学校 (高等部以外)	1,539,000
特別支援学級を置く小・中学校	571,000
特別支援学級を置く幼稚園 ※ 3	784,000

※ 3 学校法人立の幼稚園に障害児が 2 人以上通園している場合

## 資料 8

### 要望事業の概要

#### 1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変した生徒が修学を断念することがないように、私立専修学校における授業料の免除を支援する。

平成 27 年度から開始された「私立専修学校修学支援実証研究事業費補助」(国庫事業)を生かし、減免を行った私立専修学校に補助する。

#### 2 内容

(1) 実施主体 私立専修学校

(2) 対象者 家計急変で経済的に困窮している生徒  
(住民税所得割非課税世帯相当等)

(3) 助成額

① 都は国庫により、授業料免除額の 1 / 2 を生徒に対して助成 (既存国庫事業)

② 都は学校の授業料免除を促進するため、①と同額を学校に対して助成

※①、②の助成額は、それぞれの授業料の 1 / 4 を超えない額とする。

(授業料免除の例)

授業料 60 万円、学校の授業料免除額 20 万円の場合

① 都は国庫により、授業料免除額の 1 / 2 を生徒に対して助成 (既存国庫事業)

② 都は学校の授業料免除を促進するため、①と同額を学校に対して助成



資料 9

「教育設備・研究図書費」の実績（平成30年度～令和2年度）

私立専修学校教育環境整備費助成実績一覧表（平成30年度～令和2年度）

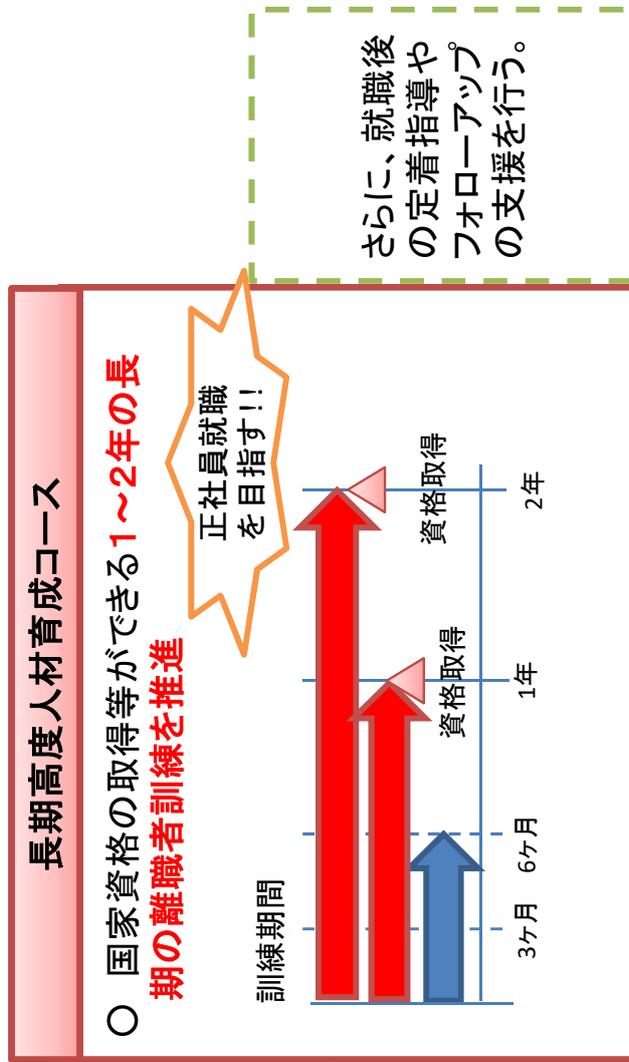
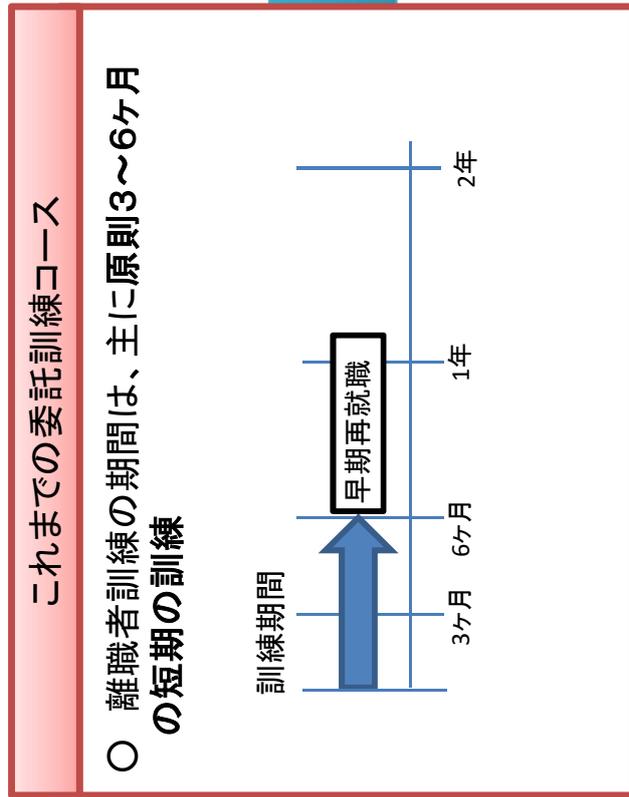
年 度	予算額	申 請 件 数	申 請 額	助成件数	事業承認額	助成額	助成率	執行率
	(A)			(B)	(C)	(D)	(D/C)	(D/A)
平成30 年度	325,000	108	640,425	108	634,414	317,166	50.0%	97.6%
令和元 年度	325,000	138	845,586	138	827,176	324,825	39.3%	99.9%
令和2 年度	325,000	132	720,333	132	689,300	324,849	47.1%	99.9%
計	975,000	378	2,206,344	378	2,150,890	966,840	45.0%	99.2%

※助成率は、助成要項によれば「50%」であるが、実績は下回っている。

## 非正規雇用労働者等への長期高度人材育成コースの推進

公共職業訓練(委託訓練)において、これまで能力開発機会に恵まなかった非正規雇用労働者等を対象として、国家資格の取得等を目指す長期の訓練コースを拡充し、高い可能性で正社員就職に導くことができる充実した訓練を実施する。

※対象者はハローワークに求職登録している非正規雇用労働者等。



〔コース例：介護福祉士、保育士、社会福祉士、  
精神保健福祉士、栄養士、  
ITSSレベル3以上のITスキル講座 など〕

令和3年

# 専門人材育成訓練

 東京都

## 4月生募集のご案内

東京都では、求職中の皆さまがこれまでの経験に加え、新たな知識・技術を身に付け、再就職に役立てられる能力を習得するための職業訓練を実施しています。令和3年4月から1年又は2年間のコースです。

この訓練は、東京都が民間の教育訓練機関に委託して実施します。

### 申込期間

**令和3年1月5日(火)から同年1月28日(木)まで**

※受付時間については、各ハローワークへお問合せください。  
※募集期間を過ぎての申込み及び科目の変更はお受けできません。

### 応募資格

**次のすべての条件を満たす方**

- ①受講開始日において離職者で、ハローワーク（公共職業安定所）に求職申込みをしており、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けられる方
- ②ハローワークにおける職業相談において、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを受け、職業経験の棚卸し及び職業生活設計等の結果、当該訓練の受講が必要と認められる方
- ③原則、受講開始日から遡って1年以内に公共職業訓練又は求職者支援訓練の実践コースを受講していない方
- ④過去に1年以上の公共職業訓練（委託訓練）を受講（正当な理由の無い中途退校も含む）したことがない方

※詳細は、住所地を管轄するハローワーク（公共職業安定所）へお尋ねください。

※新規学卒未内定者の方は応募できません。

※他の公共職業訓練との併願はできません。

### 訓練期間

**令和3年4月から1年間又は2年間**

※詳細については、「科目案内」（P.6～P.14）をご覧ください。

### 施設見学会 (事前説明会)

各実施施設で施設見学会を実施します。長い訓練期間になりますので、実際に訓練を受ける場所やカリキュラムの内容を事前に確認してください。

日時等の詳細については、「科目案内」（P.6～P.14）で確認してください。

**※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、施設見学会を中止する可能性があります。施設見学会を希望される方は、事前予約の要・不要に関わらず、必ず事前に訓練実施施設に開催の有無を確認してください。**

### 受講料

受講料は無料です。ただし教科書代、作業服代、オンラインカリキュラムがある場合の通信料等は、ご本人負担となります。

※自己負担額については「科目案内」（P.6～P.14）の《特記事項》に記載しています。

詳細については、各実施施設へ直接お問合せください。（P.4「自己負担額について」もご参照ください。）

### 選考方法

申込書による書類選考と面接選考を行い、総合的に判断して合否を決定します。

※面接選考は事前予約が必要です。また、受講対象に卒業要件が記載されている科目に申込まれた方は、面接選考の際、要件に該当する卒業証明書原本の提示が必要な場合があります。必要書類についてはP.4「2.面接選考時提示書類と入校時提出書類」及び各科目案内の《面接選考時提示書類》をご確認の上、不明点は各訓練実施施設にお問合せください。

### 合格発表

選考の結果は、**令和3年2月26日(金)**以降に郵送で通知します。

※3月1日(月)までに通知がない場合は、2日(火)以降に東京都再就職促進訓練室へお問合せください。

※合否結果以外の選考に関する問合せにはお答えできませんので、ご了承ください。

※就職決定等の理由により、やむを得ず訓練を辞退する場合は、できる限り合格発表前までに、東京都再就職促進訓練室へ必ずご連絡ください（連絡先：裏表紙参照）。

3東専各企第77号  
令和3年12月1日

東京都知事  
小池百合子様

公益社団法人東京都専修学校各種学校協会  
会長 山中祥弘

「職業実践専門課程」を有する専門学校に対する助成措置の拡充  
および地方財政措置創設のお願い（要望）

日頃より専修学校各種学校の振興のため、ご理解ご支援を賜りますこと、心より御礼申し上げます。

少子高齢化が進み労働人口の減少が避けられない状況の中、またコロナ禍により働き方や学び方が大きく変化する中、地域経済の成長を推進するための地場産業や新規成長産業の担い手となる専門人材の育成と確保が、わが国全体の重要な課題となっています。

わが国の職業教育機関の中核である専門学校は、全国で約2,800校あり、約60万人の学生が在籍しています。東京都においても359校139,616人が職業的自立とともにキャリアアップ・キャリアチェンジを目指して学んでいます。また専門学校は、地元高校生の進学先として定着し、卒業者の地元定着率も大学卒業者に比べて高く、専門人材輩出による地域への貢献とともに若者流出の防波堤的な役割も果たしています。

このような中、企業等との連携による職業教育充実のために、平成25年度に制度化された文部科学大臣認定の「職業実践専門課程」には、東京都では150校540学科が認定され、より実践的な職業教育が実施されているところです。

これら地域人材の育成にかかわる専門学校の役割は、今後ますます重要度を増してくるものと考えます。これを背景に、先般6月10日付で全国知事会を通じ「令和4年度国の施策並びに予算に関する提案・要望(政策要望部分)」において記載いただきましたように、専門学校とくに職業実践専門課程に対する支援として、以下の点について要望いたします。

○ 職業実践専門課程を有する専門学校に対する運営費補助の拡充と国による地方財政措置について

現在、東京都では職業実践専門課程を有する専門学校に対して「私立専修学校職業実践専門課程推進補助」により補助金が予算化されておりますが、これら専門学校の地域社会における重要性にかんがみ、次年度予算におきましてもより一層の拡充をお願いいたします。

また、助成措置の予算化にあたり、より一層の補助の拡充のため、その裏付けとなる職業実践専門課程に対する補助にかかる地方財政措置（特別交付税）の創設につき、直接国に対してもご要望いただきたくお願いいたします。

令和 3 年 12 月 1 日

東京都知事  
小池百合子 殿

東京都水道事業者協会  
会長 小林 光一

## 要 望 書

平素は当協会の事業運営に深いご理解をいただき厚く御礼申し上げます。

さらに、このような状況下における予算関係事務における団体等要望等について、中小建設事業者の声を募る機会を多事多端の都知事主導で開催頂くご厚意に協会員一同感謝致します。

コロナ禍での 2020 東京オリンピック・パラリンピック開催は否が応でも世界の耳目を集め、「日本でなければ、東京でなければ」開催の実現は困難と評価され 9 月 5 日無事閉幕の運びとなりました。また、未だ収束には時間を要する新型コロナウイルスの感染状況もワクチン接種の進捗と共に感染者数も減少を辿っている状況にあります。落ち着きを取戻しつつある東京に安堵しています。長い期間に亘る重責を担いご対応している東京都職員そして首長である都知事に只々瞠目するばかりです。

さて、当協会の業務は、東京都水道局主導での新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を早い段階で実施し、断水については極力行わない工法などを採用したことで、地先住民の理解を得やすくコロナ禍の工事施工への影響は僅かであり、工事の一時中止も無く施工させて頂き下請協力業者を含めた社員の雇用の維持を図る事が出来ました。

然しながら今後、新型コロナウイルス感染症再拡大の危惧は拭えず、それに伴う経済環境の沈滞化予想に加え、1964 年の東京オリンピック後に起きました「昭和 40 年不況」では前年度 2 倍の倒産件数を記録し、日本経済は急速に失速し建設不況が訪れました。そして、2020 東京オリンピック・パラリンピックは招致以後から同オリンピック・パラリンピック後の景気後退の悲観的な予想はされていました。

都民の日々の暮らしに不可欠なインフラ整備の担い手である建設業には公共事業による景気の下支えは必須であります。同じ轍を踏むことのないよう公共予算でのご配慮をお願いいたします。

1) 工事量の安定的確保

足かけ2年にも渡る新型コロナウイルス感染症による経済の大混迷・2020東京オリンピック・パラリンピック後の景気後退の懸念など、会員からは来年度の工事量に対する不安の声も多数上がっております。

東京水道長期戦略構想2020・東京水道施設整備マスタープランなどで長中期計画が発表されておりますが、水道工事の発注量が、コロナ禍の影響を受けることの無いよう、お願いいたします。

また、東京都内外を問わず災害が発生した場合には、協会員の技術者・技能者が先陣を切って復旧に当たりますが、災害時に即応できる体制を維持するためにも、工事量の安定的確保をよろしく申し上げます。

2) 書類の簡素化

建設業における働き方改革は、2024年4月から本格始動いたします。

昨年度から水道局との意見交換を実施してきておりますが、今後も引き続き書類の簡素化について協議をお願いいたします。

人手不足の中、これからの若者にとって魅力ある建設業界の実現に向けて、ご協力をお願いいたします。

令和3年7月20日

東京都知事 小池 百合子 殿

(一社) 東京都中小建設業協会 会長 山口 巖

(一社) 東京都下水道工事專業者協会 会長 武井久雄

東京都水道專業者協会 会長 小林光一

### 持続可能な健全経営に向けた建設業の働き方改革について (要望)

平素より私共中小建設業者に対しまして格別のご理解とご指導を賜り心から御礼申し上げます。

担い手不足解消の一助となる働き方改革の早期実現は、中小建設業界にとりまして必要と認識しており、2024年4月より適用される罰則付きの時間外労働の上限規制にも対応しなければならないと考えております。しかし、この改正労働基準法に適合させるためには労働スタイルの変革が必要で、受注者の企業努力の範疇を大きく超えるものと懸念しております。

私共の業界団体では、労働実態をご理解いただき、そして改正労基法への対応をご指導賜りたく、これまで東京都及び国交省と意見交換会を行ってまいりました。(活動内容につきましては、次頁以降をご参照いただきたく存じます。)そして、私共が具申した「標準作業時間の見直し」については、建通新聞他、複数の業界紙にて取り上げられたことから重要度注目度ともに高い問題であろうといえます。

こうした要望活動をお聞き届けいただき、令和3年4月1日施行の国交省「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」P8「6.注意事項」に「常設作業帯の設置が困難な地域での路上工事において、現場条件により資機材等の日々回送が発生することで作業時間に影響を及ぼす恐れがある場合の積算については、別途考慮すること。」という一文が追加されました。この一文は、私共中小建設業者の長時間労働解消に向けた大きな一歩であると捉えております。この歩みをさらに進めるべく下記事項につきまして賢察賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

**【問題点】**①発注者は、積算するにあたり標準作業時間8時間/日を適用している。②常設作業帯が設置できない路上工事においては、現場作業以外の段取りや置場との不可避な往復移動等で別途3時間程度生じてしまう(11時間労働/日)。③改正労基法の遵守を優先すると現場での作業時間を短縮せざるを得なくなり、工期も守れないうえ赤字となる。④求められる提出書類の量と質が年々上がり現場代理人等は書類作成に追われている。

**【要望】**①“大都市東京”では、路上工事における常設作業帯の設置は非現実的であることから、上述「土木工事工事積算要領及び基準の運用」に記載の「作業時間に影響を及ぼす恐れがある」に該当する。従って、改正労基法への抵触を防止するためにも常設作業帯が設置できない路上工事においては、「積算について別途考慮」していただきたい(つまり、標準作業時間を5時間に短縮していただきたい)②現場代理人等の書類作成に費やす時間を減らすため提出書類の大幅な削減、大胆な標準化、電子化を早期に進めていただきたい。③令和3年2月9日開催の第107回東京都技術会議の中で共有された「削減・簡素化が可能な工事関係書類」について、その実施時期と現在の進捗状況をご教示いただきたい。

以上

■これまでの要望活動等の流れ（路上工事における長時間労働に関する記述のみ要約抜粋）

## 平成30年度東京都建設局との意見交換会

開催日：平成30年12月6日

### <都中建要望>

実態に基づいた日当たり施工量について

- ① 地方部と違い、都内における日当たり施工量が実態と設計で乖離がある
- ② 道路使用時間が9:00～17:00の場合、そもそも8時間の作業が確保できない。
- ③ 実就労時間は、作業時間プラス2～4時間程度上乘せになる。（置き場集合→現場→置き場解散）

### <建設局回答>

建設局の土木工事においては、週休2日の実施に伴う必要経費の確保として、本年度より共通仮設費率及び現場管理費率の補正を実施し、労務費及び機械経費（賃料）の補正についても、国の動向を踏まえ環境整備中であり、国と同様の補正係数を導入していく予定。

- ① 建設局で設定している日当たり施工量は、使用頻度が高く国の基準にない工種等について、毎年調査を行い改正し、積算基準に掲載している。また、都内における日当たり施工量が実態と標準積算で乖離がある場合には、平成26年9月より、現道で行う「道路補修工事・道路維持工事・電線共同溝工事・道路改良工事・舗装工事」について作業量の補正係数0.8（1.25）を試行している。
- ② 工事施工に当たり、現道の交通量が多い時間帯・通勤通学時間・公的輸送機関による制約・周辺地域の生活・各種営業活動等の時間帯については、労務単価等の補正を実施している。

## 国土交通省 土地・建設業局建設業課との意見交換

開催日：令和元年11月14日（別紙資料参照）

建設業における働き方改革への適合に向けて、意見交換を行った。

協会からは、都心部路上工事の勤務実態を述べた上で、労働時間と日進量の積算基準の見直し、書類簡素化等について訴えた。

建設業課からは、訴えに対し、方向性は国と企業では一致していると考えを示していただいた上で、働き方改革で建設業を魅力的な産業にしていきたいと好意的なご意見をいただいた。

## 全中建土志田会長との打ち合わせ

開催日：令和元年11月29日

### <都中建要望>

#### 路上工事における日当たり長時間労働の是正に向けて

- ① 直行直帰ができない路上工事には、長時間労働の実態がある。現場作業以外に段取り及び移動時間があり、現状のままでは上限規制に抵触する（残業3h/日×平日21.6日/月＝残業64.8h/月）ため、国交省で定めた標準作業時間8h/日を改正労働基準法に適合できるよう見直しを
- ② 代理人や技術者の長時間労働是正のため提出書類の簡素化、標準化、電子化の促進を

⇒本要望を含む「窮状打開要望（案）」が全中建理事会にて提出され、2月20日には下記「危機的状況にある中小建設業者の窮状打開に関する要望」として全中建が各関係先へ提出した。

**提出先：**国土交通省 土地・建設産業局 青木局長、大臣官房 東川技術審議官、大臣官房 住田官庁営繕部長、指定都市市長会 高倉事務局長、全国市長会 佐藤経済部長、全国知事会 調査第二部 板橋部長、全国町村会 財政部 小野副部長

<「危機的状況にある中小建設業者の窮状打開に関する要望」より抜粋>

○働き方改革適合のための施工代価の標準時間の見直し

大都市の直行直帰が不可である業種においては1日当たりの標準作業時間の改善が必要です。1日の拘束時間が12時間(実働11時間のうち残業3時間)、月可動日数21.6日(1年単位の変形労働時間採用時、かつ休日労働を含まない)で月64.8時間の残業となり上限規制(月45時間)に適合しません。さらに現場代理人は、プラス $\alpha$ として書類整理、作成の時間が生じます。

施工単価の基準となる施工代価の標準時間(国土交通省が定めている標準作業時間8h/日)を改正労働基準法に適合できるよう見直し(1日当たりの実作業時間を5時間)をお願いします。見直しがなされなければ、大部分の中小建設会社は時間外労働の罰則付上限規制に抵触してしまいます。

## 令和元年度東京都建設局との意見交換会

開催日：令和元年12月13日

<都中建要望>

○現場での長時間労働の是正に向けて

- ・(路上工事において)現在の労働環境では、残業時間の上限規制に適合していない。(残業：3時間/日 x 平日21.6日/月 = 残業64.8時間/月)これに加えて書類整理等を現場が終了してから行っている。
- ・実労働時間を現在の11時間から8時間に見直すためには、実作業時間を4.5~5時間に設定する必要がある。こういった長時間労働を是正し週休2日制の導入のためにも、「①ゆとりある工期の設定と柔軟な工期の変更②現場環境に合わせた休日取得ができるような運用方法③施工単価の基となる代価の見直し」を求める。

<建設局回答>

- ・建設局発注工事では、建設局積算基準及び積算資料(平成30年6月)に基づき工期を算定している。本年8月には、週休2日の実現に向けて、より適切な工期とするため、準備期間と後片付け期間の見直しを行った。また、設計図書に記された施工条件と実際の工事現場が相違する場合については、「工事請負契約設計変更ガイドライン(土木編)」に従い、設計変更の手続きを実施することとしている。
- ・週休2日制確保試行工事では、現場閉所日数の割合が28.5%以上確保を目指していることから、労働基準法遵守の範囲内で環境に合わせた休日取得を目指していただきたい。
- ・土木工事標準歩掛は、「施工形態動向調査」の結果を踏まえ、適宜、見直しが行われており、建設局においても、国が行う改訂を受け、遅滞なく対応できるよう努めていく。

## 令和元年度東京都財務局との意見交換会

開催日：令和2年2月17日

<都中建要望>

○働き方改革適合のための施工代価の標準時間の見直しについて

常設作業帯を設置できない路上工事においては、現場作業時間以外に段取り、建設車両及び材料等の回送時間があるため、1日の拘束時間が12時間となり、現状のままでは時間外労働の罰則付き上限規制に抵触する。

施工単価の基準となる施工代価の標準作業時間を改正労働基準法に適合できるよう見直し(1日当たりの標準作業時間8h→5h)をお願いしたい。

<東京都回答>

施工代価の標準作業時間については、国におきまして施工実態調査を実施し、その結果を踏まえて適宜、土木工事標準歩掛の改定が行われている。財務局においても、国の改訂を受け、適切に対応していく。

## 令和2年度東京都建設局との意見交換会

開催日：令和2年12月11日

<都中建要望>

### ○日当たり施工量の見直し

労働基準法で定めた法定労働時間は8時間/日であるのに対し、建設業の現場で働いている技術者・作業員の実際の労働時間は11～12時間/日である。この状態は、主に常設作業帯が設置できず、置場が現場付近に確保できない路上工事で発生している。問題は、現場への直行直帰ができないことにある。その結果、現場と現場作業場以外の作業時間計11～12時間/日の労働時間となり、現状のままでは2024年4月適用の時間外労働の罰則付上限規制に適応できない。

提案解決策

- ① 都内路上工事を全て常設作業帯として頂く、または現場付近に資材置場を提供頂くことで、直行直帰が可能となり、日当たり残業が解決する。
- ② 現場における作業時間を短縮する。例えば、積算上の標準作業時間8時間/日を4～5時間/日に変更して頂く。日当たり作業時間が50%～62%に減ると、日当たり施工量も実稼働日数も大きく変わるため、これに伴い総人工数、工期設定や経費設定、つまり、1日の標準作業代価の全般的な見直しをして頂く。

<建設局回答>

- ・建設局の工事における工期は、国の指針などを参考に、1日の作業時間を8時間とした日当たり作業量を用いることを基本に算定している。
- ・作業時間が制約を受ける場合、例えば、道路補修工事など車線規制により現状交通が影響を受ける現場については、作業効率の低下を考慮し、日当たり作業量について補正を行い、工期を伸ばすなど算定に反映している。
- ・山間部などに現場があり、そこまでの移動に時間を要するため、作業時間が短くなる場合は、作業時間に対する効率性を高めるため、今年7月より労務単価の割増しを行い、工事費の算定に反映している。

以上

# 標準作業時間の前後に労働時間が発生する業種＝直行直帰不可業種

国交省発刊図書より

標準作業時間 = 現場の作業完了時間 - 作業開始時間

標準作業時間 = 8時間/日 (拘束時間9時間/日)

直行直帰が不可となる業種としては、資機材を日々回送する業種であり、主に、**常設作業帯の設置が困難な地域での路上工事**が該当する。

(建築等の常設作業帯であっても、作業帯内のスペース等に制限があり、資機材を日々回送する業種は、同一となる)

直行直帰不可業種 ⇒ **路上工事の実態** (現場条件によっては他の業種も同一となり得る)



残業時間が3時間/日。月の平日約21.6日(1年単位の變形労働時間制採用時、かつ、休日労働を含まない)だけでも、月の残業時間が64.8時間となり、時間外労働の上限規制の原則、**月45時間以内に適合しない!**

# 法令に適合させる為の対策とリスク

⇒適合には『作業時間』を削減させざるを得ない？



作業時間：8時間→5時間 (62.5%)  
 日進量：6.75時間→3.75時間 (55.5%)

日進量の減少！ 経費の増大！  
 工期に間に合わないリスクの発生！

令和3年12月1日

東京都知事

小池百合子 殿

## 要 望 書

東京都新宿区四谷三丁目1番8号

一般社団法人東京都トラック協会

会 長 浅 井 隆

## 令和4年度東京都への特別要望

### 1 新型コロナウイルス感染症対策支援の拡充

新型コロナウイルスへの対応措置の実施により、国民・都民の生活維持のためには輸送の継続と、防疫対応体制整備の重要性がより明らかになった。

しかし、我々トラック運送業界は、公共的物流サービスの担い手であり、エッセンシャルワーカーとして消費者および荷主のニーズに応え、日夜輸送を行っているが、中小企業が99%以上を占め、事業経営に大きな影響を受けている。このような状況が長引けば、安定した輸送力の確保が困難となることが予想される。

については、トラック運送業界への活動支援として以下について要望する。

#### (1) 車庫・駐車場料金に支援

都民の生活を支え、東京の物流を維持するためには、都内における車庫・駐車場の確保が必要不可欠であるが、地方に比較し明らかに地価が高い都内の運送業者にとって、車庫代、駐車料は、現下の売上減少傾向の続く中、大変な重荷になっている。

東京の生活・産業の基盤を支える物流を守るため、補助制度等、車庫・駐車場料金への支援制度を創設されたい。

#### (2) 運送会社への経営支援

無担保融資をはじめとした資金繰り対策、売上が急減し事業継続に困窮する事業者への資金援助等を実施されたい。

#### (3) トラックドライバーへの支援

都民の生活を守るエッセンシャルワーカーであるドライバーが、ワクチン接種の副反応により翌日・翌々日の体調不良を考慮しなければならなくなり、都内の輸送を守るために、接種をあきらめる事態も生じている。

輸送業務に携わるトラックドライバーなどへの優先無料接種、PCR検査やパルスオキシメーター購入の助成とともに危険手当給付制度等緊急支援制度を創設されたい。

#### (4) テレワーク導入支援及び補助

運送業は輸送に伴う運行管理他の事務作業のテレワーク化が進みにくい業種であるため、導入支援並びに助成制度を創設されたい。

### 2 働き方改革、労働力不足への対応

令和6年度より超過労働時間960時間以内にする等の「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」を推進するためには、適正運賃を収受し、労働環境を整え、労働力を充実させ、トラックの輸送効率を高めること等が前提となり、その対策推進が急がれる。

(1) 女性ドライバーが2～3%しかいないため、拡大を図るための働きやすい環境整備に支援されたい。

(2) トラックドライバーが、一般道路上で休憩や食事の場所、トイレ等を確保できるような都市インフラとなっておらず、一企業、業界では対応できないため、駐停車スペースや公衆トイレの整備について引続き拡充を図られたい。

(3) 外国人を含む多様な人材の確保策の検討等、労働力不足対策の充実に向けた取組を進めていただくとともに、更なる後押しをされたい。

### 3 改正貨物自動車運送事業法による標準的な運賃の取扱い

国土交通省が改正貨物自動車運送事業法の「標準的な運賃の告示制度」に基づき、安全や環境に係る適切なコストを算出の上で「標準的な運賃」を告示した。

については、引続き全ての都の入札価格設定に際しては、「標準的な運賃」を踏まえるように取り扱われたい。また、区市町村及び関係機関においても同対応が進むように指導されたい。

### 4 運送事業の経営基盤確立対策

東京都トラック協会は、「東京の交通問題の解決に資し、都民の利便性及び安全性の向上を図るため、公共輸送機関としてのトラック事業の整備改善を実施するため」運輸事業振興助成交付金を交付していただいております。都交付金交付要綱に基づき「輸送の安全確保、サービスの改善、環境の保全、適正化、災害に際し物資を運送する体制整備」等、公共性を踏まえた取組を展開している。

しかし、この交付金は全国の総枠では維持されているが、都内の車庫確保難による車両数の減少、ガソリンスタンドの減少、環境対策の推進に伴う燃費削減等で、都内のトラック台数及び軽油使用量が構造的に減少してきていることから、東京都の交付金額は年々減少し、近年、全国で4番目の金額となり、首都としての取組に必要な事業資金の確保が厳しくなっている。

については、運輸事業振興助成交付金の増額あるいは、新たに都の政策に基づいた運送業界への支援制度を創設されたい。

### 5 環境対策等に関する取組支援

東京都トラック協会は、都条例における粒子状物質の削減から一貫して独自の環境対策を実施しており、地球温暖化対策におけるCO<sub>2</sub>削減、低炭素化に貢献し、東京都貨物輸送評価制度のベンチマークとなった「グリーン・エコプロジェクト(GEP)」を開始してから16年目を迎える。GEP参加事業者の多くは東京都が実施する「東京都貨物輸送評価制度」の評価事業者となっており、トラックにおける環境対策では、最高レベルのCO<sub>2</sub>及びエネルギーの削減に貢献している。

参加事業者の拡大を図るには、ドライバーの努力だけでなく、事業者、荷主がAIで計画配車を行うためのDXを導入し、環境対策のさらなる推進を図り、ゼロエミッション東京の施策である「東京都貨物輸送評価制度」の一層の推進や評価取得のメリット付与などと共に、GEPの更なる拡大支援を講じられたい。

また、都内の環境改善を図るため、地域環境対策や排ガスの徹底抑制対策として、令和4年度においても天然ガス(CNG等)トラック・ハイブリッドトラック導入等の継続支援を図られたい。また、最新の規制適合トラックは車両価格の高騰が続くため、運送事業経営を圧迫していることから、買い替え支援を検討されたい。

また、このような環境対策を自ら推進している事業者には、都の入札に対して優先的に入札できるよう取り扱われるとともに、区市町村及び関係機関においても同対応が進むように指導されたい。

## 6 道路関連

### (1) 道路対策

安全対策や道路の有効活用を図るため、渋滞対策、老朽化対策、無電柱化等を推進していただきたい。

また、輸送効率化に対応したトラックの大型化には、道路インフラの高規格化等による整備・拡幅が必要となるので、計画段階において想定されたい。

なお、震災等災害対策にもなることから、清掃車、宅配トラック等のスムーズな作業のために計画的に住宅地等の狭路拡幅を図られたい。

### (2) 駐車規制の緩和

駐車場所の確保は物流の円滑化となり、社会活動にも大きな経済活動をもたらすが、現状は路上駐車車両により集配業務が阻害され、ドライバーの長時間労働化を招く要因ともなっている。

都内あまねく集配中のトラックが駐停車できるスペースを拡充されたい。

### (3) 高速道路料金対策

トラックドライバーの長時間労働是正に当たっては、高速道路の活用を促進し、輸送にかかる時間を短縮することも課題である。

#### ① 割引制度の充実

首都高速道路料金について、現行の距離制料金体系は、主に都内部分のみを利用することの多い東京都の運送事業者にとっては負担が大きいため、首都高速道路の活用促進に向け、都内の輸送を担う緑ナンバートラックが利用しやすい料金割引制度の充実を図られたい。

#### ② 車種間比率激変緩和措置の延長

首都圏の料金体系のシームレス化による車種区分の整理・統一により、首都高速道路における車種間比率(普通車 1.0)についても中型車が 1.0 から 1.2、特大車が 2.0 から 2.75 へ統一されることとなったが、激変緩和措置として令和 4 年 3 月末日までの中型車が 1.07、特大車が 2.14 とされている。

新型コロナウイルス感染症の影響により車両の稼働状況の落ち込みが顕著な運送事業者が多数あることから、引続き当該激変緩和措置を延長されたい。

#### ③ 深夜割引の拡充

近年の輸送需要の変革による輸配送が多様化しているため、一般道への流入を避け、交通量に余裕のある時間帯での緑ナンバートラックの高速道路利用を促進し、交通安全・環境対策を図るため、高速道路料金の深夜割引については、現在 3 割の割引率を 5 割以上に拡大するとともに、現在 0 時から 4 時の適用時間帯について、労働基準法に規定されている深夜時間帯に合わせて 22 時から 5 時まで拡大されたい。

#### ④ 営業車用料金体系の創設

輸送効率の向上や一般道の交通安全・環境対策の取組の維持・増進のため、緑ナンバートラックの高速道路料金については、5 割以上の割引となる制度を創設する様に図られたい。

東バス協総第155号  
令和3年12月1日

東京都知事  
小池百合子様

一般社団法人東京バス協会  
会長 南 正 人

### 令和4年度東京都予算等に関する要望について

平素は、私共バス事業に対しまして格別のご理解とご高配を賜り深く感謝申し上げます。

東京におけるバス事業は、乗合バスについては、通勤・通学、買物など都民の日常生活を支える公共交通機関として、また、貸切バスについては、今や地域活性化の切札ともなった観光を支える重要なインフラとして、いずれも都民の生活と都の発展に重要な役割を担って参りました。

昨年1月より始まった新型コロナウイルス感染症の拡大により、東京のバス事業は、これまで経験したことのないような経営困難に直面し、しかも、未だ先の見通しが立たないという状況にあります。

運送収入を一昨年比で見ると、一般路線バスは約2割～3割の減、高速バス・空港連絡バスは約8割の減、貸切バスについても東京オリンピック・パラリンピック輸送を除けば約7割～8割の減と、事業の存続さえも危ぶまれる極めて厳しい状況にあります。

こうした未曾有の困難な状況下にあっても、私共バス事業者としましては、輸送の安全確保を最重点に、利用者利便の向上、輸送サービスの改善、運行の効率化・合理化、高齢者や障害者輸送への対応、観光の振興などに、引き続き、積極的に取り組むことにより、公共交通機関としての使命を全うして参る所存です。

つきましては、このような私共バス事業者のおかれた環境とこれに対する覚悟をご賢察の上、令和4年度予算の確保等について、別添要望書に掲げました要望事項のとおり、特段のご配慮を賜りますよう切にお願い申し上げます。

# 令和4年度東京都予算等に関する要望書

令和3年12月1日

一般社団法人東京バス協会

令和4年度東京都予算等に関する要望事項

1. 新型コロナウイルス感染症対策に係る助成措置について **重点要望**

コロナ禍により経営困難に直面しているバス事業者に対して、下記のような各種支援策に係る所要の予算措置をお願い申し上げます。(p7～p9)

(1) 設備投資への支援 : コロナ禍によりバス事業者は、深刻な経営困難に直面しており、車両代替等必須の設備投資さえ実施する体力を消失しています。このため、バス事業者の設備投資に対し、所要の助成措置をお願い申し上げます。

ノンステップバスの新規・代替整備(6.に再掲)、障害者用ICカードの導入、観光バスの代替・再稼働させるための安全投資 等

(2) 経営支援 : 度重なる緊急事態宣言とそれに伴う移動自粛により生じた夥しい予約キャンセルへの損失補填、コロナの感染拡大が少しでも落ち着きを取り戻した時期を捉え、自律的な回復を後押しするような需要振興策等をお願い申し上げます。

コロナ禍により需要減が固定化する一方、「密」を回避しつつ、一定の通勤・通学需要等に応える必要から便数の削減等ができない赤字路線に対し、その収支差の構造改善までの間の時限的補填、貸切バス向け専用クーポンの発給、予約キャンセルに伴う損失の飲食店等類似の補填、フィジカルディスタンスを取るための貸切バスの追加調達費用助成、高速・空港連絡バスの需要喚起・平準化のための運賃割引補填又は「地域割引クーポンの発給」、高騰する燃料費に対する助成、支払猶予された税金の一括払いに充てるための長期無利子融資 等

(3) 感染防止対策への支援の更なる充実・強化 : 飛沫防止アクリル板・ウインドバイザーの整備、抗ウイルス・抗菌処理、消毒液等の消耗品の購入費 等

(4) 3回目のワクチン接種等における接種会場への輸送、休憩施設としての活用及びバス運転者等エッセンシャルワーカーへのワクチンの優先接種

(5) 地方創生臨時交付金の事業者支援(特に需要喚起等積極的な施策)への更なる活用

2. ITシステムの導入、その他のデジタルトランスフォーメーションの推進について (p9)

IT点呼システムの導入、WEB乗車券・クーポン券の導入、スマートバス停の整備等、事業の効率化及び利用者サービス向上を図るための設備投資について、必要な予算措置をお願い申し上げます。(対面等人との接触機会の削減を通じ、コロナ感染防止にも資する。)

3. バス停留所安全性確保対策に係る助成措置について (p10)

国土交通省の通達に基づき推進している交通安全上問題と思われるバス停留所の安全性確保対策について、特に実施のハードルが高く、バス事業者の負担の大きいバス停留所の移設について、停留所の整備と合わせて、利用者への周知活動等をパッケージとして必要な予算措置をお願い申し上げます。

4. 東京都シルバーパス事業に係る支援の充実について (p10)

東京都シルバーパス条例に基づくシルバーパス事業を、令和4年度においても引き続き円滑に実施するため、コロナの感染拡大状況を踏まえた適切な事業実施を進めるとともに、経過措置の継続適用を含め、十分な予算措置をお願い申し上げます。

5. 環境対策の推進について (p11)

- (1) 環境対応車の整備促進 : 今後、運輸部門における温暖化ガス削減目標達成の切り札となるEV車、燃料電池車に係る助成の充実強化、水素燃料価格差(既存車両に係るものも含め)に係る予算措置をお願い申し上げます。
- (2) NOx・PM法不適合貸切バスの流入規制の実施について : 東京都のNOx・PM法対象地域内への、排出ガス基準不適合貸切バスの流入について、その規制の実効性の一層の強化が図られるようお願い申し上げます。

6. バリアフリー対策の推進について (p12)

- (1) 令和3年度限りとなっているノンステップバス、リフト付バス及びエレベーター付きバス導入に係る助成措置の延長と合わせ、ノンステップバスの代替についても支援対象とされるようお願い申し上げます。
- (2) 関東圏の鉄道事業者と共に導入する障害者用ICカードの整備に係るシステム改修費に対して支援をお願い申し上げます。

7. 貸切バス発着場の整備・拡充について (p13)

コロナ後の需要回復を見据え、貸切バスを安全・安心に利用して頂けるよう、都内主要ターミナル駅等に、恒久的な貸切バス発着場の整備・拡充が早期に図られるようお願い申し上げます。

8. バス事業者の選定に当たってのバス運賃・料金制度の遵守への配慮について (p13)

都又は市町村において、入札等によりバス事業者を選定される際、法令違反の運賃による受託等が生じないように、運賃・料金制度の遵守にご配慮をお願い申し上げます。

## 東京のバス事業者のコロナ禍からの出口戦略に向けての課題について(メモ)

令和3年12月1日  
(一社)東京バス協会

### 戦略1 移動の受皿となるべき公共交通機関としての乗合バス輸送の維持・確保

- テレワーク等の進展で黒字路線から構造的に赤字が定着したバス路線の黒字化
- 高速・空港連絡バスにおけるオフピーク割引運賃等による需要喚起

### 戦略2 貸切バスによる団体旅行の促進

- 個人旅行と同時並行して、団体旅行(教育・福祉の一環、都民の観光旅行など多様な目的、態様)の促進、その際の他との接触機会が少ない貸切バスの活用
- 教育旅行から開始し、段階的な団体旅行需要回復の下支え

### 戦略3 輸送の安全・安心と利用者利便の確保

- 安全投資を含め設備投資余力を失っているバス事業者の投資、特に長期の休業状態にあった貸切バス、高速・空港連絡バスの運行再開に当たっての、安全・安心のために必要な投資の促進
- バリアフリー、環境対策、IT化の推進等今後の重点的政策課題への対応(ノンステップバスの代替、EV、FCV車の導入促進、バス事業のDX化(IT点呼など))
- 感染防止対策の推進

### 戦略4 ワクチン接種証明(ワクチン・検査パッケージ)の活用

- 旅行商品の企画におけるワクチン接種証明の活用と届出下限運賃の遵守
- 道路運送法上の運賃等の差別的取扱いの可能性の検討、割引対象になるワクチン接種者が大部分を占めることによる損失への対応

### 上記各戦略の上に立つ総合戦略

これらの個別戦略の上位に立つ総合戦略として、東京を中心とする人の流れを活性化する必要。中でも地方から東京への流れを増大させる戦略が必要。(安全・安心のアピールのみならず、より積極的な移動促進策が必要)

### 地方創生臨時交付金の活用

出口戦略に対する公的な支援への地方創生臨時交付金の積極的活用

令和4年度東京都予算等に関する要望書  
説明資料

一般社団法人東京バス協会

## 1. 新型コロナウイルス感染症対策に係る助成措置について（新規・継続）

### 重点要望

#### （1）バス事業者の行う設備投資への支援

東京のバス事業者は、既に1年半にわたりコロナ禍による深刻な経営困難に直面しており、設備の代替等必須と考えられるような設備投資さえ、乗合、貸切を問わず実施する体力を消失している。このため、例えば本来代替期を迎えたバス車両も延命して使用しているのが実態であるので、その様なバス事業者の必須の設備投資を促進するため、これに対する所要の助成をお願いしたい。

#### ○ノンステップバス（新規導入及び代替）（後再掲）

令和3年度限りとなっているノンステップバスに対する助成を4年度も継続するとともに、現在助成対象となっていない代替整備も、その対象として頂きたい。

#### ○障害者用ICカード導入、新500円硬貨対応、クレジットカード情報非保持化対応の運賃箱整備など早急に整備が必要な設備（後再掲）

#### ○コロナ禍で長期休車していた車両を再稼働させるための安全投資（バッテリー交換等のための費用、再稼働の際の車検費用など）

特に、貸切バスにあっては、1年半にわたり休車してきた車両を、今後需要の回復過程に従って再稼働させる場合に、改めて安全確保のための点検、整備が必須となる。これらの費用は、コロナ禍がなければ回避できた費用であり、長年のコロナ禍による需要喪失で設備投資余力を失っている貸切バス事業者に対し、当該費用に係る助成をお願いしたい。

#### ○上記の他、既に代替期を迎えた観光バスのより安全・快適なものへの代替や運行案内表示器等の諸設備の代替促進

#### ○次項以下に述べる、デジタルトランスフォーメーションや環境対策に係る投資の促進

#### （2）バス事業への経営支援

これまでも、東京都におかれては、各般にわたってバス事業に対する経営支援を頂いてきたことに対し、深く感謝申し上げたい。しかしながら、これまでの度重なる緊急事態宣言とこれに伴う移動自粛の要請により、東京のバス事業者はその都度夥しい数のキャンセルを余儀なくされていることから、移動自粛に伴う予約キャンセルに対して、飲食店やGo-To中止時と類似の損失の補填等をお願いしたい。

更に、今後も自律的な回復過程に入るまでは、まだまだ時間がかかると考えられ

ることから、コロナの感染拡大が少しでも落ち着いてくる時期を捉え、いわゆる新常态、ウィズコロナを前提とした自律的な回復を後押しするような積極的な需要振興策を、前広に講じて頂きたい。そのために以下の点について所要のご支援をお願いしたい。

#### ○コロナ禍によって減収が定着・固定化した乗合バス路線の収支差の時限的な補填

テレワークの進展や宅配消費の普及により旅客需要減が固定化していても、一方で「密」を回避しつつ、一定の通勤・通学需要等に応える必要から、これに対応して便数の削減等の供給調整ができず、構造的に赤字が定着する路線が出てきている。こうした路線に対し、その赤字構造を抜本的に改善させるまでの間、期間を限っても、地方バス赤字路線補助類似の収支差支援をお願いしたい。

#### ○貸切バス向けの専用クーポンの発給支援

貸切バスがその主要な担い手になる団体旅行は、その需要回復が最も遅れる可能性が高く、従ってGo-Toトラベルキャンペーンの本格的な再開を待っては、時宜を失する恐れがある。

従って、令和2年度に東京都において実施された旅行促進策「もっと楽しもう！TokyoTokyo」を、Go-Toトラベルの再開を待つまでもなく改めて実施し、その際には、個人旅行に先がけて団体旅行（中でも感染拡大の恐れの小さい都内限定教育旅行）からでも先行的に実施し、その促進を図って頂きたい。

そのため、貸切バス向け団体専用クーポン（教育旅行限定でも可）の発給等による支援をお願いしたい。

#### ○東京オリンピックの無観客化、相次ぐ緊急事態宣言に伴う移動自粛等により予約キャンセルとなった損失の補填（飲食店への補填やGo-Toトラベル中止時と類似の措置等）

#### ○フィジカルディスタンスを取るためにコロナ禍が無ければ回避できた追加調達のバスに係る増分費用の助成（後再掲）

#### ○運賃割引による高速・空港連絡バス需要の喚起とそのための損失補填

深刻な経営難にある高速・空港連絡バス需要の喚起を図るとともに、需要の平準化による感染等防止にも資するため、オフピーク時の運賃割引を実施することとし、その際、運賃を割引くことによる損失の補填又はオフピークに活用できる「地域共通割引クーポン」的なものの発給をお願いしたい。

#### ○高騰する燃料費等の過重な負担に対する助成、猶予されていた税等の一括支払いに充てるための長期無利子融資

### (3) 感染防止対策の推進

コロナの感染防止対策として、これまで講じられてきた支援策の更なる充実・強化をお願いしたい。

- 飛沫防止アクリル板、ウィンドパイザー等の感染防止設備の整備
  - 「密」を避けることによる感染防止を図るための路線バスの増便、貸切バスの追加調達等の回避可能費用の助成（再掲）
  - 現在助成対象となっていない車両抗菌処理、消毒液等の消耗品、準消耗品の購入への助成
- (4) 3回目のワクチン接種がある場合等におけるワクチン接種会場への輸送や休憩施設としてのバスの活用及びバス運転者等エッセンシャルワーカーへのワクチンの優先接種

### (5) 地方創生臨時交付金の活用

これらのコロナ対策の推進に当たっては、国より交付される地方創生臨時交付金を積極的に活用して頂きたい。特に飲食業への休業補填等のみならず、設備投資支援や需要喚起策等の経済活性化対策に、更なる積極的な活用をお願いしたい。

## 2. ITシステムの導入、その他のデジタルトランスフォーメーションの推進について

事業のIT化やデジタルトランスフォーメーション（DX）は、環境対策と並んで我が国の今後を担う重要な政策課題である。バス事業にあってもこれまでデジタル化、IT化に取り組んできたが、未だ道半ばにあったところへ、今回のコロナ禍によってそのための設備投資環境は、中断・停滞を余儀なくされている。更に、IT化、DXは、新しいサービスの提供、利用者利便の向上といった面ばかりでなく、コロナ禍によって収益構造が大きく傷付けられたバス事業の抜本的効率化を図ることにより、その経営立て直しの切り札としても期待されるところである。

従って、設備投資余力を消失しているバス事業者がIT化、DXという今後の課題に遅れることなく応えていくために、これに対する所要のご支援をお願いしたい。

- IT点呼システムの導入、WEB乗車券・クーポン券の導入、スマートバス停の整備などへの助成

現在の様々なバスサービスのIT化、ペーパーレス化、DX等を進めることに

より、事業の効率化と利用者サービスの向上を図るための設備投資助成をお願いしたい。なお、これらの設備投資は、例えばIT点呼による対面機会の回避。QRコード決済による利用者との接触機会減少等を通じ、コロナ感染予防対策にも資するものと考えられる。

- IT点呼
- WEB乗車券・クーポン券
- スマートバス停 羽田空港バス停、路上バス停

○Ma a S、自動運転化等ITを活用した新サービスの実施、実証運行のための経費助成。

### 3. バス停留所安全性確保対策に係る助成措置について

平成30年8月、横断歩道上に停車したバスの後方から横断した女児の死亡事故を契機として、横断歩道・交差点が近接するバス停留所の安全性確保対策が、政府の重要な政策課題として取り上げられるところとなっている。

このため、令和元年12月、国土交通省は、交通安全上問題のあるバス停留所を抽出し、東京都においては、224か所（うちAランク20か所、Bランク110か所、Cランク94か所）を選定して、これに対する個別の具体的な安全性確保対策を講ずることを定めた。

各運輸支局及び路線バス事業者は、これに基づき、安全性確保対策を検討、結論の出た所から順次対策を実施することとしている。特に、バス停留所の物理的な移設については、単に施設の移設のみならず、多くの利害関係者の理解の増進と複雑な利害調整を行う必要があり、これが路線バス事業者にとり多大な負担となっている。

従って、以下の助成をバス停留所の安全性確保対策の政策パッケージとして実施して頂きたい。

- ・バス停留所整備済（移設・廃止）30か所、残194か所
- ・利用者への危険性周知のためのポスター、ビラ看板等（一般、個別）

152か所

※令和3年7月末現在

### 4. 東京都シルバーバス事業に係る支援の充実について

昭和48年1月よりスタートした東京都のシルバーバス制度は、平成12年4月より当協会が東京都の指定を受けてその発行業務を受託することにより、東京のバス業界を挙げて、同事業に取り組んでいる。シルバーバスの発行枚数も、令和2年度には103万枚と4年連続で100万枚を突破したところである。こうした状況を踏まえ、4年度においても、シルバーバス制度の運営に万全を期すべく努力をしてまいる所存である。

特にコロナ禍にあって、2年度は初めて郵送方式によりシルバーバスの交付事業を実施し、3年度も同方式により実施したところであるが、4年度もコロナの感染拡大状況を踏まえた適切な事業実施を進めるとともに、平成18年度住民税

改正に係る経過措置の継続適用を含め、シルバーパス事業を円滑に実施できるよう、同事業に係る所要予算の確保をお願いしたい。

## 5. 環境対策の推進について

地球温暖化対策については、政府が2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするという目標を掲げ、そのうち二酸化炭素排出量の18.6%を占める運輸部門については、2016年に定められた地球温暖化対策計画では、2030年度までに対2013年度比27.6%の削減を目指すこととなっている。この目標は、運輸部門にとっては、非常に意欲的な目標であり、環境対応車の導入に当たっても、CNG車やハイブリッド車の導入のみでは達成が難しいと考えられることから、より温暖化ガス削減効果の大きいEVバス、燃料電池バスの導入促進を中心に推進していく必要が出てきている。

従って、これらの車両の導入促進等、自動車の環境対策のより一層の充実・強化を図って頂きたい。

### (1) 環境対応車の整備促進

従前のハイブリット車等環境対応車の整備促進に加え、運輸部門における今回の温暖化ガス削減対策の中心となるEVバス、FCVバスにつき、更なる助成の充実強化と併せて、自動車メーカーにおけるEVバス、FCVバス開発、生産促進を図るための施策（例えばトラックと補助率を差を設けるなど）をご検討頂きたい。

- EV車、燃料電池車については、助成の充実・強化を図るとともに、燃料電池車の水素燃料の燃料費に対する助成を、既存車両へも拡大適用するようお願いしたい。
- 電源スタンド、水素スタンド等、EV、FCVのインフラ施設整備を公共的な事業として推進して頂きたい。
- 令和4年度導入台数予定
  - ・ハイブリットバス 25両
  - ・EVバス 4両
  - ・FCVバス 11両

### (2) NOx・PM法不適合貸切バスの流入規制の実施について

国のNOx・PM法は、規制区域外からの車両流入規制がなされておらず、また、都条例による規制についてもNOxが規制の対象となっていないという制度上の制約があることに加え、実態上も都外の不適合貸切バス車両が、相変わらず都内に流入するところとなっている。

現在は、新型コロナウイルス感染症拡大によって、貸切バスが殆ど稼働しておらず、結果として、都心に流入する不適合貸切バスは殆どないと思料されるが、今後、コロナ禍が収束し、貸切バス需要が回復してくれば、再び不適合車両の流入が著しくなる

ことが懸念される場所である。

従って、東京の大気環境をさらに改善するためには、このようなNOx・PM法不適合車両の規制区域内への実質的な流入規制を確保することが必要不可欠であると考えられる。

東京都におかれても、様々な努力を頂いていることは十分承知し、感謝申し上げたいが、貸切バスの需要が回復した暁には、このような不適合貸切バス車両のNOx・PM法対象地域内への流入規制について、その実効性の一層の強化が図られるよう、ご対応方をお願いしたい。

## 6. バリアフリー対策の推進について

### (1) ノンステップバスの代替促進（再掲）

東京のノンステップバス化率は、令和3年3月末現在で94%（※一般乗合バス）と既に90%を超えており、東京におけるノンステップバスの整備は、代替が中心となっている。しかるに、先述したように現在バス事業者は、コロナ禍によって設備投資の余力がなくなってきたり、ノンステップバスの代替整備も進まず、既に耐用年数の到来した車両を引き続き活用している事業者が多くなっている。

このため、東京において代替された車両を引き取って、中古車として活用することの多い地方のバス事業のノンステップ化率も向上しないという悪循環に陥っているのが実態である。

従って、令和3年度限りとされているノンステップバスへの助成を更に4年度にも延長し、東京のノンステップ化率100%を目指すと共に、代替整備もその対象に加えることにより、その更新が進むよう助成して頂きたい。

○令和4年度導入予定台数

・新規 17両、代替 167両

### (2) 障害者用ICカードの導入促進

関東圏の鉄道事業者においては、国土交通省からの要請を踏まえ、障害者用ICカードの導入について検討を進めてきたが、令和4年10月以降導入を進めることとなり、関東圏のバス事業者においても、鉄道事業者とあわせ、その導入を目指すこととしている。しかしながら、先述のとおり、コロナ禍にあってバス事業者には、設備投資余力がなくなっていることから、多額の資金を必要とする本事業の推進が危ぶまれる事態となっている。

従って、障害者等の移動等の利便性を向上する観点から、本事業の推進に遺漏がないよう所要の助成をお願いしたい。

- ・運賃箱の改修
- ・自動券売機の改修
- ・高速バスカウンター端末の改修 等

## 7. 貸切バス発着場の整備・拡充について

新型コロナウイルス感染症拡大により、インバウンドをはじめ貸切バスの需要は、現在殆ど消失状態にあるが、感染症拡大が落ち着きを取り戻した暁には、国民の旅行需要、世界のインバウンド需要の回復も期待されるところである。このため、東京に流入する貸切バスの台数も、大幅に増加する可能性があると考えられるところである。

しかしながら、都内の主要駅や観光施設に貸切バスのための乗降施設は、ほとんどと言って良いほど整備されておらず、またコロナの密対策という面からも、貸切バス事業者は、お客様に安全・安心して乗降して頂く発着場の確保に非常に苦慮している状況にある。

東京都や市区町村におかれては、これまでも貸切バスの発着場の確保に努力頂いているが、今後期待される貸切バスの需要回復に対応するためにも、東京駅、新宿駅、品川駅等の主要駅、浅草地区、月島地区などの観光拠点周辺等に、貸切バスの発着場の整備・拡充が図られるよう、特段のご配慮をお願いしたい。

## 8. バス事業者の選定に当たってのバス運賃・料金制度の遵守への配慮について

都及び市町村が入札等でバス事業者を選定する際に、コロナ禍で殆ど運送収入が得られていない貸切バスの中では、安全コストを度外視した法令違反の運賃による価格面からの過当競争が生じることによって、再び「軽井沢事故」のような痛ましい事故が起きないか大いに懸念されるところとなっている。

従って、自治体におけるバス事業者の選定に当たっては、バスの運賃・料金制度への理解とその遵守について、格別のご配慮を頂くようお願いしたい。

# 令和4年度 東京都予算に対する要望書

令和3年12月1日

公益社団法人 東京都老人クラブ連合会

## 令和4年度 東京都予算に対する要望書

昨年1月以降、新型コロナウイルス感染症の感染者数は増加の一途を辿り、私たちの生命と暮らしに対して猛威を振るっています。

引き続き緊急事態措置の中、私たちは、感染しない、感染させない、をモットーに、感染防止に努めておりますが、自粛続きが、こころとからだを不活発にし、元気高齢者の元気を奪っています。

瀬戸際にあつて、私たち老人クラブは、活動するリスクと活動しないリスクの間<sup>はざま</sup>で、会員の不安に寄り添いながら、「健康づくり」と「見守り・支え合い」の老人クラブ活動が、少しでも広がるよう模索と葛藤を重ねています。

ワクチン接種が進み、ウイズ・コロナともいいますが、活動自粛の状況がさらに長引くと、大げさではなく、地域力の低下、地域社会の崩壊にもつながりかねないと案じております。

もちろん、感染防止を図りながらではありますが、老人クラブ活動がなんとか可能となるよう、どうか日常的に、後押し・寄り添いの姿勢をもって、ご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

改めて、老人クラブの原点に立ち返ります。

誰もが願う健康で生きがいのある生活の実現に向け、「のぼそう！健康寿命、担おう！地域づくりを」を目標に、健康づくりや介護予防の活動、高齢者相互の支え合い・友愛活動、さらには、安全・安心への地域見守り活動などを、地域づくりの担い手として、積極的に活動を展開することです。

もとより、今日、地域のつながりの希薄化という現状があつて、私た

ちは、老人クラブ活動で培ってきた能力、知識、経験を生かし、在宅福祉を支える友愛活動を一層充実させ、人々がつながり、支え合う、安心の地域づくりを率先して担いたいと活動を行ってまいりました。

コロナ禍にあつて、東京都の財政が厳しい状況にあることは十分認識いたしますが、老人クラブの活動が地域に果たしている意義と役割を是非ご理解いただき、令和4年度の予算編成にあたり、次の事項につきまして、特段のお力添えを賜りますようお願い申し上げ、要望をいたします。

## 記

### 1 東京都老人クラブ連合会活動の充実と強化

- (1) 老人クラブ友愛実践活動助成事業の充実
- (2) 老人クラブ健康教室事業の充実

(東老連健康づくり大学校、各種健康推進事業を含む)

### 2 老人クラブ活動費の充実・確保

令和3年12月1日

東京都知事

小池 百合子 様

公益社団法人 東京都老人クラブ連合会

会長 村上 光夫

令和4年度

東京都福祉保健局

予算要望書

公益社団法人東京都薬剤師会

## 予算要望（目的別）

### I 要員の養成

- 1 薬学技術振興・薬学講習会（補助）
- 2 かかりつけ薬剤師育成研修会（委託）
- 3 薬剤師認知症対応力向上研修事業（委託）

### II 態勢の整備充実

- 1 医薬品情報提供システムの拡充（委託）
- 2 医薬分業推進事業（補助）
  - (1) 後発医薬品データ検索システムの拡充
  - (2) 在宅医療支援推進事業補助
  - (3) 地域医薬品使用実態調査の実施
- 3 薬局災害対応力向上事業（委託）
- 4 健康食品安全性情報共有及び啓発（委託）
- 5 連携薬局活用推進事業（委託）

### III 都民への普及啓発

- 1 地区薬剤師会による消費者相談等街頭事業（委託）
- 2 薬物乱用防止啓発事業（委託）
- 3 薬剤師によるアンチ・ドーピング活動（補助）
- 4 重複多剤服薬管理指導事業（委託）

### IV 適正な薬局管理・運営の推進

- 1 自治指導事業（委託）
- 2 保険薬局及び保険薬剤師に対する講習（委託）
  - (1) 保険調剤講習会資料の作成
  - (2) 地区保険指導者講習会の開催
  - (3) 地区保険薬剤師講習会の開催

# 要 望 一 覧

## 福祉保健局

### 1 健康安全部関係

#### (1) 補助事業

- ア 薬学技術振興・薬学講習会（要員の養成）
- イ 後発医薬品データ検索システムの拡充（医薬分業推進事業 態勢の整備充実）
- ウ 在宅医療支援推進事業補助（医薬分業推進事業 態勢の整備充実）
- エ 薬剤師によるアンチ・ドーピング活動（都民への普及啓発）
- オ 地域医薬品使用実態調査の実施（医薬分業推進事業 態勢の整備充実）

#### (2) 委託事業

- ア かかりつけ薬剤師育成研修会（要員の養成）
- イ 医薬品情報提供システムの拡充（態勢の整備充実）
- ウ 健康食品安全性情報共有及び啓発（態勢の整備充実）
- エ 地区薬剤師会による消費者相談等街頭事業（都民への普及啓発）
- オ 薬物乱用防止啓発事業（都民への普及啓発）
- カ 自治指導事業（適正な薬局管理・運営の推進）
- キ 薬局災害対応力向上事業（態勢の整備充実）
- ク 連携薬局活用推進事業（態勢の整備充実）

### 2 指導監査部関係

#### (1) 委託事業

- 保険薬局及び保険薬剤師に対する講習（適正な薬局管理・運営の推進）
- ア 保険調剤講習会資料の作成
- イ 地区保険指導者講習会の開催
- ウ 地区保険薬剤師講習会の開催

### 3 高齢社会対策部関係

#### (1) 委託事業

- ア 薬剤師認知症対応力向上研修事業

### 4 保健政策部関係

#### (1) 委託事業

- ア 重複多剤服薬管理指導事業

## 要 望 事 項

### 1 健康安全部関係

#### (1) 補助事業

##### ア 薬学技術振興・薬学講習会（要員の養成）

医薬品の安全・適正使用を確保するためには、医薬品の供給・管理に責任を持つ薬剤師に対して最新の知識及び情報を習得する機会を提供することが必要不可欠である。何時でも都民のニーズに対応できる要員を確保する観点から、東京都内の全ての薬剤師を対象に年1回講習会を開催し、都民のニーズに即応可能な人的態勢整備を図り地域における保健衛生の増進に寄与する。

##### イ 後発医薬品データ検索システムの拡充（医薬分業推進事業 態勢の整備充実）

平成21年7月、薬剤師による銘柄選択の判断材料として後発医薬品の添加剤、製品の性状、生物学的同等性試験、血中濃度比較試験、溶出試験及び製品の安定性などに関する情報の有無、並びに価格、過去の使用頻度情報を加えた一覧表とお薬比較表をインターネットで入手できる“後発医薬品比較サイト”の供用を開始した。

同サイトで提供する情報は、随時追加され、かつ、正確に改訂されてこそ意味を持つ。供用開始後も毎年多数の新たな後発医薬品が薬価基準に収載され、随時添付文書が改訂される既収載後発医薬品は約10,000品目に及ぶ。これらを的確に把握しデータ化する。

##### ウ 在宅医療支援推進事業補助（医薬分業推進事業 態勢の整備充実）

（薬局・薬剤師における在宅医療推進講習会の実施）

団塊の世代が75歳を迎える2025年を間近に控え“地域包括ケアシステム”の構築が急務となっており、薬局に関しては在宅訪問薬剤管理業務の強化が極めて重要となっている。このため、在宅医療推進に向けて、都内の薬局薬剤師に対して、全体講習会等を実施し、薬局における在宅にかかる情報の共有と調剤技術の向上を図る。

##### エ 薬剤師によるアンチ・ドーピング活動（都民への普及啓発）

2013年に東京で開催された国体を契機に、都内の薬剤師・医師にドーピング防止のための情報を提供するとともに、スポーツ選手に対しても医薬品の適正使用の一環として「うっかりドーピング」対策の啓発を図ってきた。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして、今後のスポーツ大会を見据え、更なる普及啓発が必要なことから、WADAが指定する規制薬物が毎年変更になる状況も踏まえ、関係者に対する最新情報の周知に努める。

## 要 望 事 項

### オ 地域医薬品使用実態調査の実施（医薬分業推進事業 態勢の整備充実）

平成18年度から隔年ごとに地域医薬品使用実態調査を実施し、後発医薬品使用における地域特性や薬効別進捗度合い等を明らかにしてきめ細かい情報を提供することで後発医薬品の一層の使用促進を図ってきた。

こうした中、厚生労働省では、平成25年4月に「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定し、後発医薬品の使用割合については、平成29年6月に2020年9月までに80%とする目標が、さらに、令和3年6月には2023年度末までに全ての都道府県で80%以上とする目標が閣議決定された。

また、東京都は、令和元年度から「東京都後発医薬品安心使用促進協議会」を設置し、関係者の意見を聴きながら、後発医薬品の一層の使用促進を図っている。

しかし、東京都の後発医薬品の使用割合は未だ80%には到達していないことから、引き続き、後発医薬品の使用促進のための施策に積極的に取り組む必要があり、そのためにも、最新の進捗状況を踏まえた安定供給に資する対応ができるよう、地域医薬品使用実態調査を毎年度実施とする。

## 要 望 事 項

### (2) 委託事業

#### ア かかりつけ薬剤師育成研修会（要員の養成）

##### ① 全体研修会

都民の身近な健康の相談役である「かかりつけ薬剤師」機能の向上を図るとともに、医薬品の供給拠点としての薬局及び薬剤師の役割について、都内の薬局薬剤師に対し年1回の全体研修会を開催する。

##### ② 地区研修会

都民から信頼される「かかりつけ薬剤師」としての機能を最大限に発揮するためには、都民から寄せられる様々な薬事関連・医薬品関連相談への的確な対応が必要となる。これに地域特性を加えて、医薬品の適正使用と健康管理支援に資する研修会を都民の生活圏ごとに年2回開催する。

#### イ 医薬品情報提供システムの拡充（態勢の整備充実）

頻繁に変更される医薬品情報を、効率よく収集・整理することは容易なことではなく、組織的な対応が必要となる。新薬の効能・効果、用法・用量の設定の根拠など会員に提供される「医薬品情報」等について現場で使いやすいように加工し情報提供するほか、特に重篤な副作用が発現した医薬品については当該副作用の具体的内容や副作用防止のための方策などについて時間差のない情報を提供する。

① 医薬品情報誌の発行 年5回

② 都薬DIレターの発行 年4回

#### ウ 健康食品安全性情報共有及び啓発（態勢の整備充実）

都民の健康意識の高まりに伴い「健康によいと称されるいわゆる健康食品」が多数流通し飲食されている。しかし、一方では栄養成分を過剰に摂取することに起因する身体への影響の懸念やこれらに含有される有害成分による健康被害が発生している。こうした健康被害に関する情報を薬局から収集し、早期に「健康食品」の危害性を把握して対応するとともに、健康食品の適正な利用に関する啓発を図る。

## 要 望 事 項

### エ 地区薬剤師会による消費者相談等街頭事業（都民への普及啓発）

#### — 「薬と健康の週間」関連事業 —

医薬品適正使用の推進並びに薬物の誤用・乱用防止については、日常業務を通じて都民への啓発活動を行っているが、「薬と健康の週間」においては街頭相談事業に加え、医薬品の適正使用の啓発、生活習慣病の予防運動及びお薬手帳の啓発キャンペーンなど統一的な事業に積極的に取り組む。

### オ 薬物乱用防止啓発事業（都民への普及啓発）

覚醒剤・大麻・危険ドラッグ等の所持・使用による検挙が相次ぐなど、薬物乱用事件が大きな社会問題となっている。また、薬物乱用者の若年化も進んでいるため、青少年薬物乱用防止講習会を偏りなく都内各地で積極的に開催することにより、乱用薬物についての危険性を正しく理解させる必要がある。合わせて、麻薬・覚醒剤・都知事指定薬物・大臣指定薬物といった規制薬物ばかりでなく、医薬品を含めた薬物乱用の危険性について薬局においても都民に対し積極的に周知する。

### カ 自治指導事業（適正な薬局管理・運営の推進）

自治指導委託事業は、行政当局の行う監視・指導業務を補完し、適正な薬局の管理・運営の確保を通じて都民から信頼される薬局を育成していく上で必須の事業である。

医薬品医療機器等法の諸規定の順守状況を踏まえ、薬局薬剤師の業務品質を高めるための取組状況等について、自治指導員によるきめ細かい巡回指導を構築する。また、近年の薬局における不祥事等に鑑み、薬局管理者を対象としたコンプライアンスの意識啓発の取組を強化する。

### キ 薬局災害対応力向上事業（態勢の整備充実）

#### ① 災害時薬事活動リーダー研修事業

都の災害医療体制及び災害時に連携が必要になる団体の活動方針等に関する講習会と実践的な図上訓練を行う。

(対象者)○区市町村の災害薬事コーディネーター及び地区薬剤師会の災害担当者

○災害拠点病院及び災害拠点連携病院の薬剤師

○区市町村と災害時医薬品供給協定を締結している医薬品卸売販売業者の担当者

#### ② 災害時の円滑な医薬品供給に係る取組の実施

平成30年度に策定した「災害時薬剤師班活動ガイドライン」を踏まえ、災害時の医薬品供給をより円滑に実施するための取組を進める。

## 要 望 事 項

### ク 連携薬局活用推進事業（態勢の整備充実）

薬局・薬剤師の地域包括ケアシステムへの更なる参加促進を図り、患者自身が自分に適した薬局を選択できるよう、令和3年8月に施行された連携薬局制度の活用を推進する。

患者の薬剤、健康食品などの使用状況の把握や服薬指導、無菌製剤の調製などの在宅医療に関する知識・技能を有する人材の育成・確保を図るとともに、地域の医療・介護従事者と薬局薬剤師との連携（多職種連携）及び病院薬剤師と薬局薬剤師の連携（薬薬連携）を構築・強化することで、医療・介護の中で連携薬局の特性と薬剤師の職能・専門性を最大限に発揮し、患者に安全かつ有効な薬物療法を切れ目なく提供していく事業を実施する。

## 2 指導監査部関係

### （1）委託事業

#### ア 保険調剤講習会資料の作成（適正な薬局管理・運営の推進）

医療保険制度は、公費負担医療並びに介護保険制度との関係を含め極めて複雑な体系となっている。また、頻繁な制度改正が行われることから、適正な保険調剤を進める上での解説書が求められる。

これら情報を的確に保険薬局に周知するため「国民健康保険調剤必携」等を作成し、周知徹底を図る。

#### イ 地区保険指導者講習会の開催（適正な薬局管理・運営の推進）

保険薬局及び保険薬剤師の適切な業務を支援するため、東京都薬剤師会の地区社会保険担当指導者を育成する講習会を年2回開催する。

#### ウ 地区保険薬剤師講習会の開催（適正な薬局管理・運営の推進）

地区において、アの「国民健康保険調剤必携」等をテキストとして、28地区で年2回、個々の保険薬局・保険薬剤師に対し講習会を開催し、医療保険制度、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則、調剤報酬の算定及び届出事項等についての正確な理解を図る。

### 3 高齢社会対策部関係

#### (1) 委託事業

##### ア 薬剤師認知症対応力向上研修事業（要員の養成）

都内で勤務又は開業する薬剤師を対象に、年2回（区部及び市部で各1回）、  
「東京都薬剤師認知症対応力向上研修標準カリキュラム」に基づき、薬局・薬剤師  
として必要な認知症の人に係る基礎知識、連携等の習得に資する研修を行う。

### 4 保健政策部関係

#### (1) 委託事業

##### ア 重複多剤服薬管理指導事業（都民への普及啓発）

国民健康保険の被保険者の健康保持・増進及び医療費適正化を推進することを目的として、関係機関と連携し、区市町村が行う重複多剤服薬者に対する服薬管理指導等の支援を行うとともに、被保険者の医薬品適正使用に対する意識向上を図る事業を実施する。

東京都知事  
小池 百合子様

**令和4年度  
東京都予算編成等に対する要望書**

令和3年12月1日



公益社団法人 東京都獣医師会  
会長 村 中 志 朗

東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル西館23階  
電話 03-3475-1701 FAX 03-3405-0150

## 令和4年度事業に関するペット業界としての要望

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う「ステイホーム」対策により、減少傾向にあったペットの飼育率が増加している。

新たに購入したり、譲渡を受けることにより、ペットを飼い始め、「ステイホーム」対策で外出が制限され、他者との関わりが激減する中、ペットがいたからこそストレスを緩和できた、という良い効果が報告される一方で、安易な動機による飼育放棄が懸念されている点を、注意深く見守っていただきたい。

東京都の取組みとして、殺処分0や譲渡促進といった飼育放棄後の対策を強化するのみでなく、飼育放棄に至らない飼い主を育成することが、都民の社会的成熟度を向上させ、「優しさ溢れる東京」の実現や、ペット業界の適正な活性につながると考える。

改めて、東京都動物愛護相談センターを活用した飼い主育成の取り組みを推進いただきたい。



## 東京都動物愛護相談センター 設置に関する要望

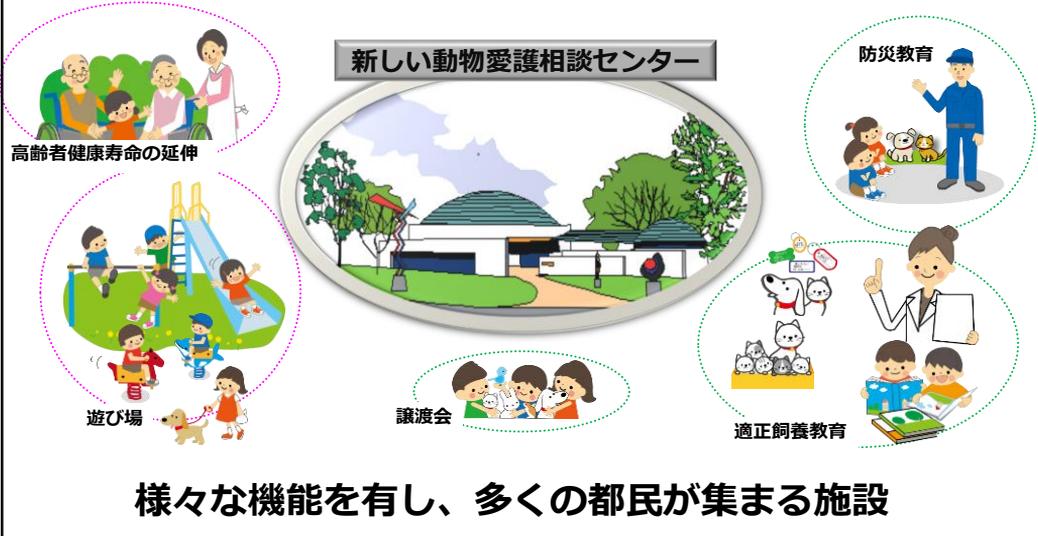
新型コロナ感染拡大の折、感染飼主のペット預かり問題が発生  
治療専念の為、動物愛護センターにて  
ペットの預り実施

これからも、新興感染症の流行や  
災害時の公衆衛生対策の  
ニーズが高まっている。





# 東京都動物愛護相談センター 設置に関する要望



## 要望

これまで継続的にお願いしてきた  
「東京都動物愛護相談センター」の新設を  
進めていただくとともに、  
公衆衛生対策や動物飼養の専門家として  
初期の段階から獣医師会の参画を要望する。

## 令和4年度**予算**について東京都獣医師会からの要望

1. 身体障がい者支援事業（補助犬診療）に関する要望
2. 動物遺体の検案及び埋葬に関する要望
3. 小笠原ノネコ搬送に伴う感染症対策等事業委託に関する要望

## オリンピック・パラリンピックにおける 身体障がい者補助犬の健康管理サポートを実施

東京都獣医師会では、TOKYO2020大会組織委員会と連携し、オリパラ会場に来る「身体障がい者補助犬」に対し、暑さ対策の啓発や、診療サポート病院による支援体制を用意。体調を崩した補助犬への緊急対応だけでなく、補助犬ユーザーが体調を崩した際の補助犬の一時預かり等に対応した。今回は、パラリンピック選手と共に4頭の補助犬が来日し、緊急対応の体制があることが、選手にとって安心感につながったとコメントをいただき **補助犬ユーザーにとって、補助犬の健康維持は大切な問題であることを改めて実感した。**

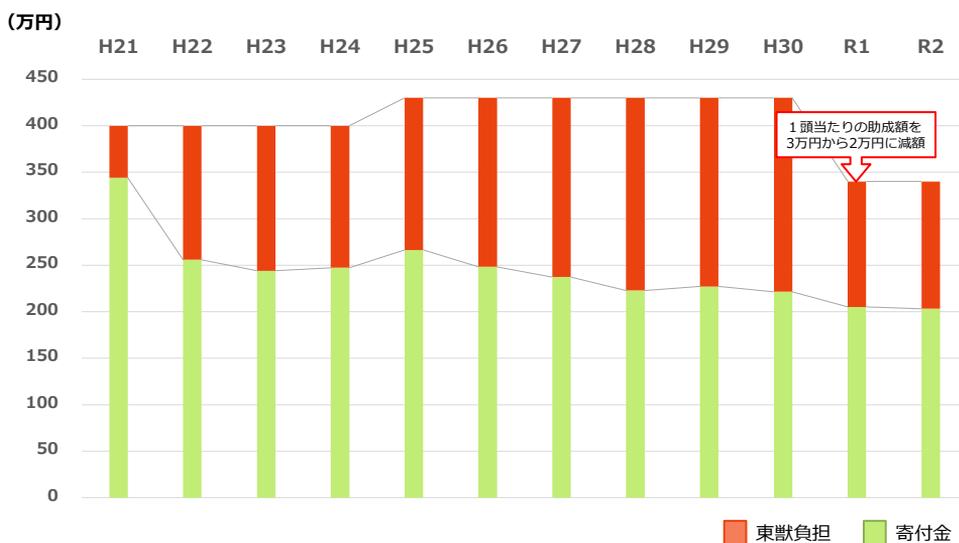


# 1 身体障がい者の収入と 補助犬の健康管理に係る費用

- 身体障がい者の年収 **約250～200万円**  
(「障害者雇用実態調査結果」(平成30年))
- 身体障がい者の**6割以上が年収100万円以下、  
3割が200万円以下**(身体障がい者団体「きょうされん」(平成28年))
- 新型コロナウイルス感染症によるパンデミックで、  
更に収入が減っているという厳しい状況がある
- 身体障がい者補助犬(大型犬)に掛る**年間の獣医療費  
約100,000円**(狂犬病予防接種・ワクチン・ノミダニ・フィラリア予防)

# 1 補助犬診療による身体障がい者支援状況

東京都獣医師会における補助犬診療券事業の経過と収支



## 要望

本事業はすでに50年にわたり継続しており、その目的は補助犬の健康を守るためだけでなく、身体障がい者の生活を支援する為にも重要な事業であるが、東京都獣医師会の予算と募金だけでは支えきれなくなってきている。

## 要望

ついては、令和4年度において本件に関し、補助犬1頭の健康維持に係る年間獣医療費  
約100,000円/年 都内在住 150頭分  
合計**15,000,000円**を予算化いただきたい。

## 2 学校飼育動物・野生鳥獣の遺体の検案及び埋葬

学校飼育動物や野生鳥獣の遺体検案は、「人と動物の共通感染症」の発生を早期に検知するために、組織的に行うことが必要で、本会会員獣医師と、所属動物霊園のボランティア活動によって支えられており、すでに10年を超えて実施している。

都民・児童の健康を守る重要な事業ではあるが、東京都獣医師会会員のボランティア精神だけでは支えきれなくなってきている。

## 2 学校飼育動物・野生鳥獣の遺体の検案及び埋葬件数



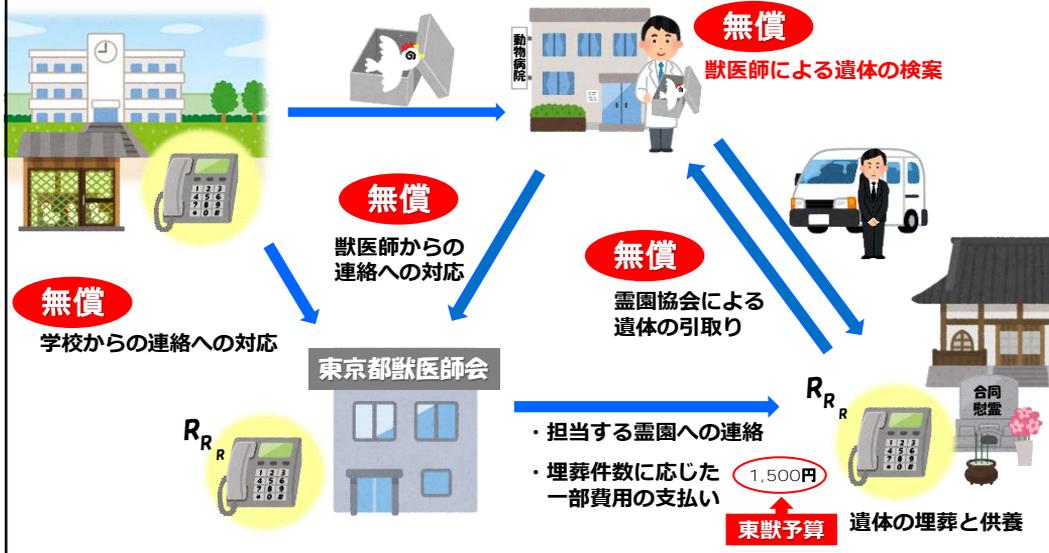
- 児童の健康と安全を守るための検案
- 児童の命を尊ぶ精神の育成のための埋葬
- 都民の健康と安全を守るための検案
- 都民の動物愛護の精神に応えるための埋葬

新型コロナ禍により  
事業規模縮小

年間を通じ 300件～500件 の依頼に東京都獣医師会と東京都獣医師会霊園協会とで対応してきた。

## 2

## 学校飼育動物の遺体の検案及び埋葬手順



## 要望

については、令和4年度において本件に関し、  
学校飼育動物及び野生鳥獣の検案と埋葬

1頭羽につき約27,000円 500頭羽分

参考例：通常、霊園で火葬を行った場合の都内埋葬料相場  
小鳥・リス・ハムスター・モルモットの合同火葬費11,000円  
ウサギの合同火葬費19,000円

合計13,500,000円を予算化いただきたい。

### 3 小笠原自然環境保護事業における ノネコ保護活動についての要望

本会会員の協力の下、世界遺産に指定された小笠原諸島の自然環境保護を目的として捕獲したノネコ900頭余を馴化し、感染症、寄生虫などの健康チェックをした後に、会員病院を通じ新しい飼い主に譲渡している。

ネコ1頭を預り、感染症対策として検査や駆虫など適切な処置（血液検査、検便、混合ワクチン、駆虫）を行うための費用として、**1頭につき9,000円の委託費**が都の予算で助成されるが、**ネコを譲渡するまでに係る実費はこれを超えており、獣医師会会員のボランティアにより賄われている。**



No.819 (ドビーくん): 2018年6月13日  
母島にて保護。オス。黒。0.49kg。

### 3 小笠原自然環境保護事業における ノネコ保護活動についての要望

(参考例:飼い主のいない猫の預かりに係る経費)

診察料 (初診のみ)	1,000円
血液性化学検査 (健康診断・感染症確認)	5,000円
検便 @1,000円	1,000円~3,000円 (1回~3回)
駆虫 @1,000円	1,000円~3,000円 (1回~3回)
内部寄生虫駆除の確認の為の入院	@3,000円×20日~30日 = 60,000円~90,000円
外部寄生虫防除	3,000円
予防接種 (3種混合ワクチン)	3,000円~5,000円
繁殖制限処置	雄20,000円 雌30,000円

**本来であれば、1頭につき  
合計94,000円~140,000円の費用が必要**

## 要望

本事業はすでに16年に亘り実施しており、動物の福祉と世界遺産・自然環境を守る、重要な事業ではあるが、東京都獣医師会会員のボランティア精神に依存することなく、実費弁済をご検討いただきたい。



本事業の継続により、母島南崎カツオドリ巣立ちが確認されている

## 要望

については、現在ネコ1頭につき9,000円とされている委託費を実費に近づけるため1頭につき100,000円100頭分の合計**10,000,000円**の予算化を検討いただきたい。



本事業の継続により、特別天然記念物の「アカシラガラスバト」の増加が確認されている

令和3年10月28日

東京都知事  
小池 百合子 殿

一般社団法人東京都LPガス協会  
会長 尾崎 義美



## 令和4年度LPガス設備導入等の要望書

近年、大規模災害が毎年のように発生しております。平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年においても房総半島台風や東日本台風により大規模な被害を受けました。令和2年度においては、令和2年7月豪雨、令和2年12月～令和3年1月の大雪、令和3年福島県沖を震源とする地震等により顕著な被害が発生しております。特に令和2年7月豪雨では、九州、中部、東北地方を始め広範囲の地域において多くの人命や家屋への被害のほか、ライフライン、地域の産業等にも甚大な被害をもたらしました。

LPガスは、「第5次エネルギー基本計画」において災害時エネルギー供給の「最後の砦」と記載され、平時のみならず緊急時にも対応できるような強靱な供給体制を確保することが重要である旨明記されております。現在審議されている「第6次エネルギー基本計画（案）」でも「最後の砦」として同様に記載されております。

しかしながら首都東京においては、LPガス消費者世帯の減少、LPガス販売店経営者の高齢化により廃業するケースが増え、それに伴いLPガスの軒下在庫が減少傾向にあります。1400万人の東京都民の命を守り、不意の災害による避難先における炊き出しや熱供給・電力供給の役割を遺憾なく発揮するために、LPガス業界に課せられた役目は計り知れません。そのためにも災害に強い分散型エネルギーであるLPガス仕様設備設置推進のご検討をお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 避難所や帰宅困難者向けの一時滞在施設及び帰宅支援ステーションへの「LPガス仕様 GHP空調設備」、「LPガス仕様発電機」等の助成金ならびに設置推進の要望

##### ① 避難所である体育館、スポーツセンター、区民センター等に常設のLPガス仕様シャワールーム、給湯器設置ならびにLPガス仕様発電機設置に関する助成金の要望

避難所において常設によるLPガス仕様のシャワールームや給湯器等を設置することで、LPガスの軒下在庫が確保されます。災害時には、LPガス仕様発電機に軒下にあるLPガスを接続することにより電気のライフラインも確保されます。地域住民に安全・安心を提供できるよう常設によるLPガス仕様の給湯器、発電機の設置に関する助成金の新設をお願い申し上げます。

##### ② 一時滞在施設及び帰宅支援ステーションへの「LPガス仕様 GHP 空調設備」、「LPガス仕様発電機」等の設置推進

一時滞在施設及び帰宅支援ステーションへ災害時の地域の防災拠点として帰宅困難者に安全・安心を提供できるよう「LPガス仕様GHP空調設備」、「LPガス仕様発電機」の設置推進をお願い申し上げます。

自立型LPガス仕様GHPとLPガス発電機により、災害時の停電でも帰宅困難者に、電気、食、暖を提供することができます。

2. 都府施設の新築、改修を行なう場合、設計段階より「災害にもっとも強いエネルギー」としてLPガス及び関連設備の採用検討推進

被災直後の交通網等の混乱を想定すると発生直後の数日間、通信網等の重要インフラの利用に必要となるLPガス供給を行うことは容易ではないことが懸念されます。そのため、社会の重要インフラと呼びうる自治体庁舎、通信、放送、金融、拠点病院、学校、避難所、大型商業施設等の施設では、停電した場合でも非常用電源を稼働させて業務を継続し、炊き出し等で国民生活を支えられるよう、LPガスの燃料備蓄を念頭にLPガスの常用常設をお願い申し上げます。

3. 水害時の容器流出防止対策等として、以下の2項目について助成金の要望

① 「張力式ガス放出防止型高圧ホース」

(ホースに一定の張力が働くと装置が作動、ガスの経路を遮断)

② 「転倒防止用容器鎖等の二重掛け」

(上下に鎖等を掛けることで、容器が浸水による流出を防止)

令和元年の台風19号では都内でもLPガス容器の流出事故が発生しました。「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」が改正され、新たにLPガス容器の流出防止対策が強化されました。洪水、土砂災害等による容器流出防止のため、上記の器具設置の助成金を要望いたします。

4. 業務用MCA無線機の追加配備(10台)

大規模災害発生時の連携・協力の重要性を踏まえ、2019年8月に災害時の組織体制を改編し、新体制に則して東京都の指導の下MCA無線機の伝達訓練を毎月、東京都と合同訓練を年1回実施。しかしながら地区責任者が当該地区の報告をFAXに頼らざるを得ない10事業所につきまして、MCA無線機の追加配備をお願い申し上げます。

5. 災害発生時、東京都との情報伝達を迅速に行うための情報収集システム開発費用の助成金補助

災害発生直後または初期段階では、被災の全容や現地状況の把握まで時間を要することが想定されます。会員事業者からオンライン化による被害情報伝達システムを設けることにより、直線的な東京都と東京都LPガス協会への被災状況第一報の迅速化は、情報の積み上げによる全容把握の上では、災害対策の大きな支えとなります。

6. 講習会のオンライン化に伴う受託事業減収の補填

知事関係試験資格をはじめ高圧ガス保安協会から受託している講習会は、コロナ禍、受講者減少、更にはIT利用の指導により、令和4年度から順次オンライン化に移行する計画が打ち出されました。災害時の防災組織体制維持のため、オンライン化に伴う受託事業減収の補填をお願い申し上げます。

以上

2021年12月1日

一般社団法人 東京中小企業家同友会

代表理事 三宅一男

〒102-0074 千代田区九段南 4-7-16 市ヶ谷K Tビル 3階

電話：03-3261-7201 FAX：03-3261-7202

## 令和4年度東京都予算要望 重点項目

### 伴走支援型融資等、経営改善を後押しする融資制度の拡充を図ること

事業改善計画等をもとに支援機関による継続的な経営支援を引き出す融資制度・保証制度が創設されている。しかし実際には金融機関との信頼関係が長期に渡り構築されている事業者がその対象であり、小規模企業向けの融資制度としては利用しにくいものとなっている。小規模企業を対象とした都独自の少額での伴走型融資制度の創出をおこない、小規模企業への継続的な経営支援を推進すること。

### 超高速開発（ローコード開発）人材・中核人材の育成支援強化を図ること

市場の変化に応じて柔軟にビジネスモデルを適応させるために、レガシーシステムの刷新や開発・改修が迅速に行える体制を構築することなど、いわゆるデジタルトランスフォーメーション（DX）の実現は大きな中小企業の課題であり、その実現には社内の人材育成が欠かせない。そのような人材には、システム開発の知識やスキルに加え、事業への理解、そしてマネジメントや業務プロセス設計やルール設計など新たな分野のスキルが必要となる。このような超高速開発（ローコード開発）人材の育成や教育研修機会の増大は社会的な要請ともなっている。そのために、既存の人材育成支援事業を強化し、研修内容の見直しを進めること。

### 広範な地域の連携を促しスタートアップ支援の拡大を図ること

世田谷区が行っている地域連携型ハンズオン支援事業「SETA COLOR プログラム」は、区内の企業がそれぞれの事業を軸に世田谷に関わるあらゆる企業や組織とチームを組み、補助金と専門家がサポートする有機的な支援体制が生まれている。このような視点での事業は、創業後のサポートや人的なつながりの創出など継続的な事業リソースを得やすく、一般的な創業支援の切れ目を乗り越える質的な経営資源を得ることができ、持続的な発展が期待できるものと期待が集まる。東京都がすすめるスタートアップエコシステムの整備において、大小様々なコンソーシアムとの連携やハンズオン支援など継ぎ目のない支援体制を構築し、事業者と支援者の有機的な連携を一層強化すること。

以上

東京都知事 小池百合子殿

2021年12月1日

一般社団法人 東京中小企業家同友会

代表理事 三宅一男

〒102-0074 千代田区九段南 4-7-16 市ヶ谷KTビル3階

電話：03-3261-7201 FAX：03-3261-7202

## 令和四年度 東京都予算要望及び政策提言

### —目次—

- ・ 令和四年度 東京都予算要望及び政策提言（骨子）
- ・ はじめに
- ・ 会の概要
- ・ 中小企業を取り巻く情勢
- ・ 令和四年度 東京都予算要望及び政策提言の要望

## ◆令和四年度 東京都予算要望及び政策提言の要望項目

1. 東京都中小企業小規模企業振興条例を前提とした中小企業振興体制の強化
  - (ア) 中小企業振興を都政上の大きな課題として地域政策と連動した連携推進の強化を図ること
  
2. 公共入札・調達に関するルール整備を推進
  - (ア) 公共入札・調達に関するルール整備を図ること
  
3. 中小企業の経営支援策の継続と強化を行うこと
  - (ア) 協力金給付体制の強化を図ること
  - (イ) 伴走支援型融資等、経営改善を後押しする融資制度の拡充を図ること
  - (ウ) 支援機関との良好な信頼関係構築への支援を強化すること
  - (エ) 事業規模に応じた給付金・協力金の上限引き上げを行うこと
  - (オ) 雇用調整助成金の一般会計負担および、特例の維持を国に対し要請すること
  - (カ) 拙速な増税によらない財政再建を国に対し提言すること
  - (キ) インボイス制度導入によって甚大な影響を受ける小規模企業への総合的な支援策を構築するとともに、今般の情勢下を理由に導入の見送りなどを国に対し要望すること
  - (ク) 最低賃金の全国一律の引き上げに連動した中小企業の利益率を高める支援の強化を図ること
  - (ケ) 不利な取引条件の根絶と中小企業の利益率の向上を目指すこと
  
4. 中小企業の前向きな取り組みに対する支援の強化
  - (ア) オンライン展示会の活用による事業機会の拡大支援強化を図ること
  - (イ) 支援機関の連携強化を図ること
  - (ウ) IT導入後の業務定着の後押しを強化すること
  - (エ) ITセキュリティ体制構築への支援と補助制度の強化・普及を図ること
  - (オ) 超高速開発（ローコード開発）人材・中核人材の育成支援強化を図ること
  - (カ) DX（デジタルトランスフォーメーション）に対応した経営中核人材育成と専門性の高いプロジェクト人材のマッチング強化を図ること
  - (キ) 中間就労など労働市場に人を戻す取り組みへの支援強化を図ること
  
5. 中小企業の事業承継や廃業にあたっての支援
  - (ア) 廃業や事業の譲渡を検討する中小企業経営者の引退後の生活設計を含めた事業承継支援や再生支援が行えるよう、事業再生ADR等の周知や相談・支援体制を強化すること。
  - (イ) 「経営者保証に関するガイドライン」およびに基づく融資環境の一層の定着を図ること

- (ウ) 不良債権処理にあたっての慎重な対応を行うこと
- (エ) 保証求償権の凍結・消滅要件の緩和を国に対し働きかけること
- (オ) ファクタリング規制と監視の強化、注意喚起を図ること
- (カ) 事業承継税制 要件の緩和とコロナ特例の周知を図ること

6. 創業意欲の喚起とスタートアップ支援

- (ア) 広範な連携を生み出すスタートアップ支援の拡大を図ること
- (イ) 身近な中小企業経営者と生徒との接点を増やし東京を担う経済人の育成体制の強化を図ること

7. 新型コロナウイルス感染拡大をめぐる対応

- (ア) 集団免疫獲得に向けた職域接種拡大と中小企業への接種促進を行う団体への支援等を行うこと

以上

## ◆はじめに

東京都中小企業・小規模企業振興条例の制定、および東京都中小企業振興ビジョンの策定によって、中小企業振興施策を総合的かつ計画的に実施する体制が整ったことは、当会が長年提言してきたことであり、大変嬉しく思います。

東京は、都心に多様な産業の集積とそれを支える都市インフラが充実した地域であり、東京以外の自治体からの旺盛な社会移動により都心を中心に人口が伸びてきました。いわゆる、「都市の外部性」を生かした産業が次々と生まれ、他の地域にない豊かなビジネス環境によって、私たち中小企業者もそのメリットに浴してきました。

しかし近年、人口の増加に比例したその成長速度に陰りが見られ、また多摩地域では人口移動や減少が進行しています。東京都は都心の成長戦略と多摩・島嶼部の振興戦略を並行して行わなければならない、難しい舵取りが迫られています。また、去年はコロナ禍によって東京都から埼玉県・神奈川県・千葉県など首都圏を形成する経済圏内での郊外への転出が進んだほか、地方からの転入によって支えられてきた東京の経済圏は転換期を迎えています。ここで検討されなければならないのが、東京を構成する重層的に存在する地域の持続可能性を高めることと考えます。

一口に中小企業といってもその特徴は多岐にわたっており、その実態も百社百様であり、捉えにくいものです。しかし、共通するのは、新規創業のほとんどが中小企業からスタートし、また、イノベーションを生み出し、また地域経済の担い手として、地域社会の経済循環に大きな役割を果たしています。

また、法人を設立しない個人企業では、地域密着型の産業が多く、多様な価値観に対応した事業活動を行い、都民生活の豊かさを生み出しています。

一般に中小企業は、規模の経済性を利用することができず、大企業に比べて経営効率やリスク耐性が低いことがその特徴です。ITサービスの普及に伴い、さまざまなプラットフォームを利用して事業を行うことができるようになるなど、事業規模の大きさが事業の持続性を担保しない時代へと転換しつつあります。

消費税率引き上げの負の影響や最低賃金の引き上げなど中小企業にとって厳しいものとなることが想定されます。経営危機への備えを厚くし、経営の安定と強じん化、職場環境の整備、事業の安定と成長を図り雇用の安定を図ること、そして経営者の高齢化に伴う各社の事業承継計画の実施が求められています。

また、中小企業の持続的な成長と発展を促すことは、コミュニティの核としての小規模事業

者イノベーション創造を引き出すことが中小企業施策の大きな柱となります。これは、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方にも合致し、中小企業が健全な事業成長を果たし、事業活動を通じた社会課題の解決の一翼を担う存在となることがもとめられています。中小企業がSDGsに取り組むことは、社会、環境、経済の課題を解決していくうえでも、また、市場と雇用を生み出し事業の成長を果たす意味でも、今後ますます重要なものとなると考えています。

また、中小企業に対する様々な施策は、ただ一社の中小企業の経営改善にとどまらず、都民の生活にも密接に結びつく重要な役割を果たしています。「東京都中小企業振興ビジョン」に掲げられているように、社会・経済の劇的な変化に伴う経営環境への対応を見据え、中小企業の経営基盤を強化すること、中小企業の成長発展を促すこと、開業を増やすことを通じて、東京の産業の基盤を支え、都民生活の向上に資すること、そして、「東京都中小企業・小規模企業振興条例」に掲げられているように、地方との調和と連携を通じて日本経済全体の安定と発展に寄与する視点を求められているのが、東京の中小企業施策の立ち位置であると考えます。

昨年策定された東京都の振興ビジョンでは、概ね10年程度の期間を対象とした中長期的な視点と直面する課題の解決に向けた考え方を取りまとめ、中小企業が時代の変化を捉え持続的に成長していくことを描いており、またその数値目標を掲げています。これを補強する立場から政策提言・予算要望を行います。

## ◆会の概要（活動理念 会員構成など）

会の理念に賛同し、東京およびその近県で事業を営む中小企業経営者並びに経営幹部・後継者などが加盟する中小企業経営者の組織です。

設立 1957 年 支部数 27 支部 会員数 2220 名 平均従業員数 38.8 名（2021 年 8 月現在）  
毎月、50 回以上の小規模な交流行事や中小企業経営をテーマとした勉強会などを開催し、  
中小企業経営者同士の情報交換と人脈形成を行っています。

※中小企業家同友会全国協議会（略称 中同協）は、以下の理念を共有する 47 都道府県単位で活動をしている各地の中小企業家同友会の連絡協議会です。日本全国には約 45000 名（平均従業員数 22.4 人）の中小企業経営者、後継者などが加盟しています。

### 中小企業家同友会の理念

#### 1. 「同友会 3 つの目的」

- 同友会は広く会員の経験と知識を交流して企業の自主的近代化と強じんな経営体質をつくることを目指します。
- 同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることを目指します。
- 同友会は、ほかの中小企業団体とも連携して、中小企業を取り巻く社会的、経済的、政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的で平和的な繁栄を目指します。

#### 2. 「自主・民主・連帯の精神」

同友会は、会員に対して何ら強制はせず、「自主・民主・連帯」の精神で、会員自らが会の運営を行っています。また、自主的参加が原則で、どの支部例会・研究会にも自由に参加できます。思想、信条、性別、業種、企業規模を問わず、他の会員と対等な立場で参加できます。また、対外的には、同友会は他のいかなるところからも政治的、経済的な干渉や支配を受けない独立した組織であること、会の運営を民主的に会員の要求や意見に基づいて行うこととしています。

#### 3. 「国民や地域と共に歩む中小企業」

私たちは、豊かな国民生活の実現に貢献し、提供する製品やサービスが人々の暮らしの向上と地域経済の発展につながる中小企業を目指しています。また、雇用の創造や特色ある地域づくり、東京の経済の発展のためには、中小企業経営者は創意を發揮し、自治体や他団体・地域の人々と連携していくことを目指しています。

#### 4. 人間尊重の経営

- かけがえのない人生の全面開花を保障する一個人の尊厳（自主）
- 生きること、平等な人間観が民主主義の根幹—生命の尊厳（民主）
- あてにし、あてにされる関係を生み出す一人間の社会性（連帯）

#### 5. 中小企業における労使問題の見解（労使見解）

中小企業経営者が激発する労働問題対策に苦しんだ末に、1975年に確立した経営者の責任と役割、そして労働者との関係に関する見解。労使の信頼関係こそ企業発展の原動力であるとする企業づくりの基本的姿勢

## 会の活動について紹介

### 1. 経営指針成文化の取り組み

私たちが経営指針成文化運動の入り口として位置付けている指針成文化セミナーは今期で44回目となります。経営指針成文化セミナーでは、助言者と呼ばれる先輩経営者が受講生の経営に対する思いや人間観などを引き出し、受講生が作成する経営理念や経営計画に対し、自らの経験や取り組みなどを踏まえた説得力のあるアドバイスをを行う中で、経営計画の磨き上げを行っています。その内容に客観性や科学性、社会性を持たせ、多分に含む当会の経営姿勢「人間尊重の経営」を基本姿勢に据えた、実践的な経営指針を作成する手助けをするものです。

この経営指針（経営理念、経営方針、経営計画）の成文化を通じて事業の方向性を明確にするとともに、それぞれの会員企業が目指す中長期のビジョンとその実現のための目標を段階的に設定し、社員や金融機関、取引先など内外の関係者に理解と協力を求めるものとして位置付けています。根底には経営者と労働者が立場の違いを超え、人間として尊重し合う関係と段階的に経営課題や労働環境の改善を図る「人間尊重の経営」という考えに基づき、職場環境の整備にも積極的に着手しています。これはSDGsに掲げられている「ビジネスと人権」の観点を多分に含んでおり、労働界からも高い評価を受けています。

平成30年度には「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」大賞に会員企業が選ばれました。このような表彰制度や事例集を励みに続々と社員と真摯に向き合い、労使の信頼関係を高めながら、職場環境の整備に挑戦しています。

また、中小企業家同友会が目指す企業づくりのステップを6段階に分け、その進ちよくを会員や会員企業の社員が認識するとともに、ステップアップするためのアクションプランを作成する際の手助けとなる「企業変革支援プログラム」の普及により、経営課題を克服するためのPDCAサイクルの定着を図っています。

受講生からは、経営危機からの脱却、事業の転換や拡大、社員との関係向上などの効果が出た等の具体的な経営革新が生まれたとの声が多く寄せられています。また、経営理念を確立することにより、高い成長意欲と社員共育、採用活動に取り組んでいます。

## 2. 共同求人活動 大学との連携

全国の中小企業が連携して新卒者の採用を行う共同求人活動を40年にわたり続けています。合同企業説明会の開催、独自の求人サイト「Jobway」の運営を行っています。また、学生との接点を増やし、終業後のミスマッチを低減するため、インターンシップの受け入れ、社長と語る会、就職ガイダンスへの講師派遣などを大学等と連携して行っています。

コロナウイルス禍によって採用を見送る中小企業も多い一方、業績が良好な業種も存在し、それに伴い、採用活動は新たな課題に直面しています。以前より、採用難・人材難の状況が続いています。さらに、コロナウイルス禍によって大きく変化した採用活動の在り方も変わり、ますます共同で求人活動を行う意義が高まっています。

当会では、採用担当者のみならず経営者自らが採用活動にかかわり、また、参加企業の採用活動に関する様々な工夫を持ち寄り、情報交換を行い、自社の働く魅力を高め、入社後のフォローや人材育成に取り組んでいます。

## 3. 社員教育研修 経営理念の共有による幹部社員の育成

前述の共同求人活動と一体となって実施する合同入社式、新入社員研修のほか、経営理念を幹部社員がどう理解し、幹部社員として求められる姿勢を確立する、という観点にフォーカスした幹部社員教育などを実施しています。多くの企業が課題として考えている社員とのコミュニケーションの課題に正面から向き合い、経営者が社員に一方向的に価値観を押し付けるのではなく、共に育ちあう関係を職場内に定着させることを目指しています。

## 4. 多様な働き方推進委員会の取り組み

「多様な働き方推進委員会（略称 多様性委員会）」では、「人間尊重の経営」の実践の姿勢を就労困難者の就労と活躍にも展開しています。就労困難者が一人でも多く就労し社会で活躍することをめざし、企業側の受け入れ態勢の見直しや就労に至るスキームの整備、事例研究などを行っています。また、東京都産業労働局雇用就業部の協力のもと、東京都の施策を知る機会を設けるなど、都との情報交換を進めていく活動も本格化しています。

## 5. 女性経営者の活躍

女性の会員で運営している女性部は、「それぞれの夢の実現のために 道を照らす」をスローガンに会内外との連携を図りながら様々な活動をしています。東京都が推進するLWB（ライフワークバランス）の実現や女性活躍推進行事への協力、そして、経営実践に学ぶ「あきない塾」など各種交流行事を開催しています。ここでは、ジェンダーを超えて経営、自己実現、仕事、人生など様々な切り口で語り、相談しあう仲間づくりに取り組んでいます。

## 6. 中小企業の技術・技能・企業連携・新商品等の発信

中小企業の課題として第一に挙げられるのが、「情報発信力」です。中小企業家同友会では、記者懇談会を足掛け7年にわたり続けています。

年2回の記者懇談会には、国内の報道関係者が参加し、会員企業実態調査に基づく中小企業の実態や経営改善の努力、中小企業の魅力への理解を拡げる場づくりを行っています。またプレスと会員企業を仲立ちし、取材を通じて、中小企業の実態と魅力、経営姿勢などが取り上げられる機会を増やしています。

#### 7. 事業承継支援の取り組み

経営者の高齢化に伴う廃業解散が倒産件数を大きく上回る状況が続く中、会員企業でも事業承継への悩みは深く、また気軽に相談できるものでもないことから、その受け皿づくりに取り組んでいます。事業承継を支援する様々な制度の拡充が行われていることを会員企業に周知し、事業承継を円滑に進めていくための税制や法律上のポイントなどを詳説するほか、会員企業の事例を参考に事業承継計画の立案と実施を促しています。また、事業後継者が多く在籍する青年部を中心に、後継者として必要な知識や経験、気構えを学びあいの中で養成しています。

## ◆東京の中小企業を取り巻く状況

新型コロナウイルスの感染拡大によって中小企業の経営環境は大きく変化した。感染拡大防止のため、人と人の接触を最小限にすることが求められ、飲食店を中心とする営業の自粛、移動制限、テレワークや時差出勤、柔軟な働き方の推奨を受け入れ、昼間人口は減少した。

急速なデジタル需要の拡大によって、事業成長を果たす中小企業者もいる一方で、対面型サービス業やそれに付随する対法人向けサービス業を中心に売上げの回復に至っていない。また、飲食業や旅行業、宿泊業、催事関連業種などでは事業機会そのものが感染拡大防止の観点から制限を受けており、また、アパレルや印刷など以前からの不況業種では事業機会そのものが激減している状況にある。経営安定化支援策の活用や事業改善・事業再構築など前向きな取り組みへの後押しを受け、中小企業の雇用維持と事業継続に向けた必死の努力が続いている。

中小企業経営者は新たな生活様式や価値観の変化に対応し、ビジネスモデルの転換や事業改善を図る自助努力が一層求められている。会員企業実態調査では半数以上に上る会員企業で様々な経営改善の取り組みが生まれている。キーワードとなっているのは、デジタル技術の活用、衛生・医療分野への進出・デリバリー・テイクアウト、周辺領域での顧客創造などである。

このような事業改善の具体性を高め、収益を上げ事業体の維持を実現するため、今後ますます事業計画の再構築の支援、そして金融面でのサポート、設備投資やシステム導入費用の軽減による企業負担の軽減が一層求められている。また同時に、生産性を高める中小企業のデジタルトランスフォーメーションの支援が必要である。具体的には、ウェブ広告の活用など発信力の強化を後押しするほか、インターネットセキュリティ体制の構築や人材育成支援が必要と考える。

また、今後は事態の長期化によって事業の縮小や廃業を検討する事業者が増加することが予想される。売上の回復が遅れているところに加え、返済猶予の終了、原材料高、追加での資金調達の厳格化など資金繰りは急速に悪化している。コロナウイルス禍以前からの業績不振企業にとって、事業改善の手詰まり感を感じるとの声も聞かれる。事業再生支援のスキームがより利用しやすいものとすることやその普及啓発、また、事業売却や廃業支援と並び、経営者の生活再建支援が必要と考える。

京都大学こころの未来研究センターが日立製作所の AI 技術を活用し、未来シナリオ予測を

行なった結果を踏まえ行った政策提言は多くの注目を浴びている。「2050年、日本は持続可能か」との問いに対し、さまざまな政策シナリオを分析し、人口や地域の持続可能性、健康、格差、幸福等の観点などから、「都市・地方共存型シナリオ」を実現していく必要があると提言した。（※1）このような社会を目指す上では、社会的な孤立を引き下げていくことが重要な視点であるとの指摘もなされている。

コロナウイルス禍によって、多くの中小企業が苦境に立つ中、人的なつながりやコミュニティがそのショックを和らげている。コロナウイルス禍によって危機に陥った中小企業では、人的な「つながり」が中小企業の事業継続の力となった場面も多く見られた。基礎的自治体では、プレミアム付きクーポンの発行や飲食店ガイドの作成、買い支えなどさまざまな支援が広がったことは中小企業経営者を強く勇気づけた。またクラウドファンディングを通じた資金調達を金融機関が率先して行うなど、工夫を凝らした柔軟な支援が広がった。

基礎的自治体を中心に中小企業支援体制の枠組みを強化し、このような事業者の人的なつながりに基づいた経済循環を後押ししていくことが大きな政策課題となる。

中小企業が社会を構成する一員として、事業活動を通じてその責務を果たす努力を続けることは前提だが、そのことによって地域から応援される企業を目指していくことは、中小企業の経営を守り、そして地域の持続可能性を高めることにつながっている。

政府・自治体の事業継続支援の中で、非貨幣的な支援を織り交ぜていくことが中小企業施策の中で展開され、これまで以上にさまざまな主体と中小企業とのつながりを仲介し、促進する自治体の機能に対し、中小企業経営者は期待をしている。

現在、中小企業経営者にとって日常の相談相手は不在との層は一定存在しており、特に従業員規模の小さい企業ほど顕著である。このような層では、事業の成長基調から外れていることが比較的多く、企業内の課題の把握ができておらず、また支援施策の活用や支援機関の利用も低いとの傾向が出されている（※2）。

今後、コロナウイルス禍が常態化する中で、DX促進支援による中小企業の利益率改善、イノベーション促進による経済成長施策と並行し、地域のレジリエンスを高め、地域にあてにされる、地域が応援したくなる中小企業を育成し、地域内循環をより活性化させる施策がますます重要なものとなっていくと考える。

中小企業者にとってはこのコロナウイルス禍を生き抜き、事業の継続と雇用の維持に必死の努力を行なっている。地域社会が中小企業の努力を評価し、そして後押ししていくことは地域のレジリエンスを高める上で不可欠であり、共通のビジョンを取りまとめ、その橋渡しをするのが自治体の役割は一層強調されるものと考えられる。

このような前提に立ち、中小企業がつながりを生かし様々な諸課題を克服し、着実に事業を継続していく上で整備が必要な経営環境の改善に向けた提言を行う。

※1 国立大学法人京都大学・株式会社日立コンサルティング

AIの活用により、ポストコロナの望ましい未来に向けた政策を提言 ―女性活躍と働き方・生き方の「分散型」社会が鍵に―

<https://www.hitachiconsulting.co.jp/news/2021/210224.html?p=info>

※2 中小企業白書 2020 第3-2-51 図

[https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2020/shokibo/b3\\_2\\_4.html](https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2020/shokibo/b3_2_4.html)

## ◆令和四年度 東京都予算要望及び政策提言の要望

### 1. 東京都中小企業小規模企業振興条例を前提とした中小企業振興体制の強化

東京都中小企業・小規模企業振興条例の基本理念第3条3項では、「中小企業の自助努力を前提に、さまざまな主体の連携と協力のもと振興を推進していく」ことが明記されている。そのような連携と協力を引き出すためには、条例の理念や目的の浸透に加え、人と人の関係性が存在する人間の生活の場（＝地域）の活性化とつながりの創出が重要である。その観点から以下を要望する。

(ア) 中小企業振興を都政上の大きな課題として地域政策と連動した連携推進の強化を図ること  
人口減少など社会情勢の変化によって経済成長の鈍化、コロナウイルス禍による経営環境の激変などさまざまな課題に際して、地域社会と共生関係にある中小企業者の協力と連携は欠かせないものとなっている。これまで都市の外部性と人口流入によって支えられてきた首都・東京だが、コロナウイルス禍による転出超過の動きや事業所の移転、人口減少・少子高齢化などによってその経営環境の潮目が大きく変化している。そのような中では地域での経済循環や人とのネットワーキング促進を通じて、人と人の関係性が存在する人間の生活の場（＝地域）の活性化を図ることが、都市の持続性を高めるものであり、SDGsの理念とも適合するものと考えられる。

上記の理由から、今後も中小企業振興を都政上の大きな課題として地域政策と連動した連携推進等に努めること。

### 2. 公共入札・調達に関するルール整備の推進

公共事業、指定管理業者や業務委託等の競争入札において、国内相場よりも非常に安価で応札・受注する企業が散見される。その背景には、労務費の圧縮や安価な海外への下請発注を行うことで極めて安価な入札金額やダンピングを実現している。このような事業者の存在は、社会を支えるインフラや公共サービスの質を落とせしめている。

また、多重下請け構造は管理や改修の責任主体を曖昧にし、その不利益は都民やユーザーが負うこととなる。また、事業者の立場では、適正な安全配慮や労働者への分配など社会的な要請に積極的に応えようと努める事業者が評価されず、公平な競争環境を歪めている一因となっている。その観点から以下を要望する。

#### (ア) ダンピングを防止し、公共入札・調達に関するルール整備を図ること

適正な労働条件や社会的責任を果たす企業の努力を評価し、公正な入札条件の整備を要望する声広がっている。中小企業団体・労働団体等からの意見聴取の研究会などを設置し、公共工事、業務委託、指定管理業務の入札のルールを定め、適正な労働条件の確保などの社会的責任を果たす事業者を正当に評価することにつながる公契約のルールを定めること。またダンピングを誘発する低すぎる最低制限価格の設定を改め、域内経済の循環の促進を図るべきである。最低制限価格、低入価格を引き上げること。

### 3. 中小企業の経営支援策の継続と強化を引き続き図ること

中小企業では、雇用、取引先への責任など様々な責任にさらされながら、厳しい経営環境下での必死の事業継続が図られている。その責任なくして社会の安定は維持できない。その観点から、中小企業への経営支援策の継続と強化として以下の点を要望する。

#### (ア) 協力金給付体制の強化を図ること

飲食店等を対象とした営業時間短縮にかかる感染拡大防止協力金等の給付に3ヶ月程度の大幅な遅れが生じており、資金繰りに追われる事業者にとっては大きな不安となっている。また、協力金の一部の早期支給によって一層支給の遅れとならないよう、事務処理能力の向上をはかること。

#### (イ) 伴走支援型融資等、経営改善を後押しする融資制度の拡充を図ること

事業改善計画等をもとに支援機関による継続的な経営支援を引き出す融資制度・保証制度が創設されている。しかし実際には金融機関との信頼関係が長期に渡り構築されている事業者がその対象であり、小規模企業向けの融資制度としては利用しにくいものとなっている。小規模企業を対象とした都独自の少額での伴走型融資制度の創出をおこない、小規模企業への継続的な経営支援を推進すること。

#### (ウ) 支援機関との良好な信頼関係構築への支援を強化すること

コロナウイルス禍によって財務状況が著しく悪化した中小企業にとって独力での事業改善は困難であり、支援機関との連携が不可欠である。そのような前提に立ち、事業再構築補助金や経営改善サポート保証、伴走支援型特別補償制度が開始されたが、事業計画書、事業改善計画書等の作成が必須であり、作成には専門家のサポートが不可欠である。一方で経営に関する相談相手が不在である中小企業経営者も少なくない。認定支援機関・よろず支援拠点・振興公社・商工会議所・商工会などとの連携を一層強化し、伴走型支援の強化を図ること。

#### (エ) 事業規模に応じた給付金・協力金の上限引き上げを行うこと

コロナウイルス禍に関連した給付金や協力金は、とくに固定費の負担が大きな中小企業にとって、雇用を守りながら事業改善を行うことは困難がつかまとう。事業規模に応じた給付金・協力金の上限を売上規模や固定費をもとに段階的な支給額の設定を行うこと。

#### (オ) 雇用調整助成金の一般会計負担および、特例の維持を国に対し要請すること

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が事業縮小や休業をする際の休業手当等への助成を行う雇用調整助成金によって多くの雇用が維持されてきた。

一方、支給金額が4兆円を超え、財源が逼迫していることを理由に、雇用保険料の引き上げが検討されている。当会の調査でも、業績が回復に至っていないことに加え、資材高騰や特別融資等の返済開始などによるキャッシュフローの悪化が強く懸念されており、使用者側も負担する雇用保険料

の引き上げは業績の悪化を加速する要因ともなりかねない。雇用の維持は事業者のみならず社会にも大きな影響を及ぼすことから一般会計負担による財源の確保を行うよう、東京都は国に対し要請すること。

#### (カ) 拙速な増税によらない財政再建を国に対し提言すること

ワクチンが行き渡ることで、コロナウイルス禍が終息に向かうことが期待されるが、大規模な給付などを行ったことを理由に、コロナ克服後に「復興」の名の下に大規模な増税がされることへの懸念は残る。特に消費税についてはその税率が度々引き上げられており、今後もその税率の引き上げが論点となろう。

また、2020年度税収は過去最高を更新し、20年度決算で余った剰余金も4兆円台と過去最高を記録している。このような情勢下での拙速な増税は国民の反発を生み、政府への信頼感を毀損しかねない。

特に飲食店や観光業、雇用の調整弁とされてきた非正規労働者は依然厳しい状況が続くなかで大きな負担となり、個人の生活の再建や事業改善の妨げともなりかねないことから、拙速な増税によらない財政再建を行うよう、国に対し提言すること。

#### (キ) インボイス制度導入によって甚大な影響を受ける小規模企業への総合的な支援策を構築するとともに、今般の情勢下を理由に導入の見送りなどを国に対し要望すること

2023年10月にインボイス制度が導入されることにあわせ、2021年10月からインボイス発行登録申請が開始する。インボイス制度の導入によって課税事業者が免税事業者から仕入れる場合、税額を控除できず利益の減少につながってしまう。そのため、免税事業者が取引から排除または値引きの要請がされる可能性が大きい。

しかし、税制が事業者の適正な事業活動を萎縮する事があるてはならない。また、免税事業者への支援には創業支援の性格を併せ持つ。東京都は創業エコシステムの整備に注力し、創業を促す環境の整備を行ってきた観点から、インボイス制度の導入に際して免税事業者が取引上の不利益を被らないよう、フリーランスなど小規模企業支援策を構築すること。

また、シルバー人材センターが行う高齢者就労機会の創出にも大きな影響が懸念されている。シルバー人材センターの課税公課の大幅な増額、または登録者に対する委託費の減額または課税事業者を選択する必要が想定される。利用者が不利益を被らないよう特段の配慮をすること。さらに、今般の社会・経済の状況や小規模事業者等への影響の実態を踏まえ、インボイス制度導入の先送り等についても、国に対し要望すること。

#### (ク) 最低賃金の全国一律の引き上げに連動した中小企業の利益率を高める支援の強化を図ること

物の値段が総じて上げられない相対的デフレとなっている我が国の経済情勢のなかで、最低賃金の全国一律での引き上げが議論されているが、この実現には中小企業の事業改善によって利益率を高める支援が不可欠である。そのような環境下において、最低賃金の引き上げの達成が目的化し、その負担に耐えられない中小企業を市場から淘汰しようとすることはあってはならない。中小企業に

とって不利な取引条件の根絶など競争環境の整備を進めるなど、中小企業の事業改善を前提とした最低賃金の引き上げを実現すること。

#### (ケ) 不利な取引条件の根絶と中小企業の利益率の向上を目指すこと

中小企業連動した中小企業の利益率を高めるためには、多重下請け構造の是正、適正な価格転嫁など公正な取引の実現、競争入札制度等における適正な最低価格の設定など、中小企業の粗利益を高める支援策が不可欠である。「パートナーシップ構築宣言」の加点措置や利子補給などを都の事業にも拡大するなど、中小企業の利益率を高める支援の強化を図ること。

### 4. 中小企業の前向きな取り組みに対する支援の強化

コロナウイルス禍においても、中小企業が積極的に環境変化に対応し、業績拡大を果たす企業も少なくない。一方で、これまでどおりのビジネスモデルや業務フローを見直し、ICTの導入、そしてデジタルを前提としたビジネスモデルの転換（デジタルトランスフォーメーション）を実現し、より高い付加価値を持つ財やサービスの提供を続けることが事業継続には欠かせない。そのためにはデジタル化とイノベーションを促すことが必要である。それらの観点から以下の内容を要望する。

#### (ア) オンライン展示会の活用による事業機会の拡大支援強化を図ること

昨年、東京都が開催した産業交流展はオンラインでの開催となり、当会からも会員企業が多数出展した。特に、オンラインでの開催となったことで小規模企業にとっても出展しやすいものとなり、副次的に小規模企業の事業機会の拡大につながったものと評価している。このようなオンライン展示会事業の継続、及び、展示会出展への助成を引き続き継続すること。

#### (イ) 支援機関との連携強化を図ること

コロナウイルス禍によって大きな影響を受けた中小企業の業績回復には自助努力を前提とした経営改善と、認定支援機関や地域などの支援が不可欠である。一方で認定支援機関との接点がない事業者や制度そのものへのアクセスが弱い事業者も少なくない。行政、中小企業団体、支援機関等との連携を図り、相互の理解を深める場づくりが肝要である。東京都は関係する機関との連携を強め、さまざまな方法での経営改善を後押しする体制の強化を図ること。

#### (ウ) IT導入後の業務定着の後押しを強化すること

中小企業の事業改善を図る上でIT技術の導入と定着が不可欠である。テレワーク導入補助金等、手厚い補助や助成が行われているが、導入後の運用を支援することなしに事業改善は期待できない。導入後の納入業者や支援機関による運用の支援についても補助・助成の対象とするなど、政策効果を高める施策を制度化すること。

#### (エ) ITセキュリティ体制構築への支援と補助制度の強化・普及を図ること

今後、ITサービスの活用が前提となる事業活動において、情報セキュリティ体制の構築は頭の痛い

問題である。近年では国家が関与した大規模ハッキングなども頻発しており、大規模化、巧妙化が著しく、中小企業がそのターゲットとなる可能性は以前よりも高まっている。サイバーセキュリティ対策促進助成金事業など、ITセキュリティ体制構築に向けた支援とそれにかかる費用への助成をおこなう支援制度はあるが、同時にセキュリティ体制構築を呼びかける普及啓発活動も重要である。IPAなどと連携し、セキュリティ人材の育成や社内のセキュリティ研修の実施、体制の構築等を行うことに対する実効的な支援と普及啓発について一層強力に推進すること。

#### (オ) 超高速開発（ローコード開発）人材・中核人材の育成支援強化を図ること

市場の変化に応じて柔軟にビジネスモデルを適応させるために、レガシーシステムの刷新や開発・改修が迅速に行える体制を構築することなど、いわゆるデジタルトランスフォーメーション（DX）の実現は大きな中小企業の課題であり、その実現には社内の人材育成が欠かせない。そのような人材には、システム開発の知識やスキルに加え、事業への理解、そしてマネジメントや業務プロセス設計やルール設計など新たな分野のスキルが必要となる。このような超高速開発（ローコード開発）人材の育成や教育研修機会の増大は社会的な要請ともなっている。そのために、既存の人材育成支援事業を強化し、研修内容の見直しを進めること。

#### (カ) DX（デジタルトランスフォーメーション）に対応した経営中核人材育成と専門性の高いプロジェクト人材のマッチング強化を図ること

市場の変化を見極め、より付加価値の高い製品・サービスを提供し続けることが、持続的な成長を遂げる上で不可欠である。特に、中小企業のITを活用した生産性向上の取り組みを後押しするため、業務フローやルール構築とIT知識を融合し新たな価値を創出する中核人材の育成支援を拡充すること。また、中小企業のITを活用した生産性向上の取り組みを後押しするため、専門性を発揮し、ギグワーカーやフリーランサーなど社外のプロジェクト人材とのマッチング機会を創出すること。また、「東京都新サービス創出スクール」や「経営人財NEXT20」都内事業者への広報強化を行うこと。

#### (キ) 中間就労など労働市場に人を戻す取り組みへの支援強化を図ること

コロナ禍による内定切りや社内コミュニケーション不足等によって就労が困難な若年者は、多く発生している。若者ハローワークでの支援やサポートステーションでの就労体験、創業セミナーなど、労働市場に復帰するプログラムの重要性はますます高まっている。当会でも、若者サポートステーションとの協働で就労体験受け入れなど行っているが、就業体験にあたってのルールや受け入れ企業との相互理解を醸成する場づくりに課題が残る。関係機関や団体との連携強化をはかり、中小企業での就労体験そして雇用を促すことで、“わかもの”の社会的な孤立からの脱却を支援する体制の強化を図ること。

### 5. 中小企業の事業承継や廃業にあたっての支援

中小企業経営者の高齢化に加え、厳しい経営環境への対応が迫られる中、昨年度は様々な経済支援によって企業倒産や廃業は減少した。しかし、2021年に入ってから休廃業・解散に増加傾向が見られ、今後も厳しい環境が続くことで経営再起へのあきらめムードが広がることも懸念される。※

そのような中で、連鎖倒産を防ぎ、また経営者個人の生活の再建が果たせるよう、現行の制度にスムーズにアクセスできる環境の整備が不可欠である。その観点から以下を要望する。

※出典 帝国データバンク 2021年1-3月 全国企業「休廃業・解散」動向調査

2021年1-3月に全国で休廃業・解散を行った企業（個人事業主を含む）は1万3512件（前年同期比9.5%減）となった。同期間では2016年以降で最も少なく、全国の休廃業・解散は前年に引き続き抑制傾向で推移した。他方、「運輸・通信業」（188件、前年同期比14.6%増）と「サービス業」（1759件、同0.1%増）の2業種は前年同期から増加した。なかでも、「旅館・ホテル」（46件）では35.3%増と前年同期から大幅に増加した。

**(ア) 廃業や事業の譲渡を検討する中小企業経営者の引退後の生活設計を含めた事業承継支援や再生支援が行えるよう、事業再生ADR等の周知や相談・支援体制を強化すること**

コロナウイルス禍以前から収益状況が厳しく、業績の好転が困難な状況にある中小企業にとって、倒産処理を選択する場面は今後増加することが予想される。

企業の倒産や廃業は、いち企業のみならず、債権者、従業員、取引先などにも大きな影響を与えることから、政府は新型コロナウイルス感染拡大を受け、私的整理のガイドライン緩和など再生や廃業を促すこととしているが、そのためには支援機関や専門家による早期のサポートが不可欠である。中小企業経営者がとくに問題を先送りにする正常性バイアスや引退後の生活不安などによる回避性バイアスに囚われ、適切な対応が遅れる場面も少なくない。

東京都は、廃業や事業の譲渡を検討する中小企業経営者の引退後の生活設計を含めた事業承継支援や再生支援が行えるよう、事業再生ADR等の周知や相談・支援体制を強化すること。

**(イ) 「経営者保証に関するガイドライン」およびに基づく融資環境の一層の定着を図ること**

コロナウイルス禍に対応し、4・5号セーフティ保証など信用保証制度の活用が増加した。同時に経営者の個人保証割合も増加している。

信用保証制度は経営者の信用補完を行い、また、経営者による個人保証には、経営への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、過度な保証・担保に依存した融資姿勢は、金融機関の継続的な本業への支援や事業への理解を欠く一因ともなり、中小企業の事業改善の機会を失わせることにもつながっている。

経営者保証に関するガイドラインについては周知が広がっているものの、解除要請に当たって金融機関から十分な説明を得ない等の声もいまだに聞かれる。今後も経営者保証に関するガイドラインの一層の定着を図り、同時に金融機関と中小企業者との情報交換を促し、より実効的に金融支援の充実を図ること。

**(ウ) 不良債権処理にあたっての慎重な対応を行うこと**

中小企業への貸倒リスクの増大によって、不良債権処理を急ぐ金融機関等が今後増加することに対し、中小企業者は警戒感を強めている。金融危機の際の貸し渋りや貸し剥がしの経験は多くの事業者の脳裏に残っている。

コロナウイルス禍からの回復は一様ではなく、企業それぞれの実情に応じた柔軟な対応が求められている。往時のような貸し渋りや貸し剥がしなどが発生しないよう、監督機関とも連携し、事業の

回復に向けた支援を継続できるよう、支援体制および相談体制を強化すること。

#### (エ) 保証求償権の凍結・消滅要件の緩和を国に対し要請すること

現行では代位弁済の保証求償権が消滅する要件は、法的整理等によるものとしているが、経営者が再起を図り新規創業を図る際には求償権が残っていることは開業資金の調達が困難であることなど、非常に大きなハードルとなっている。

また、政府は一定のコストをかけて求償権の管理を行なっているが、実際には債権回収を実現することは困難である場合が多い。そこで、保証求償権の消滅要件を緩和し、再スタートが図られるよう、国に対し要請すること。

#### (オ) ファクタリング規制と監視の強化、注意喚起を図ること

ファクタリングサービスは、未払いの売掛債権を現金化するものであり、短期的な資金調達手法として利便性が高い。一方で、ファクタリング業者を偽った無許可貸金業者がファクタリグと称した貸付を行う等のトラブル増加も懸念される。金融庁では注意喚起を行なっているが、東京都においても関係機関と連携し、中小企業者に対し注意喚起を行うこと。

#### (カ) 事業承継税制 要件の緩和とコロナ特例の周知を強化すること

事業承継税制には、被災等した会社に対して“資産管理会社非該当要件”等の免除等の措置を講じる特例（災害特例）がある。新型コロナウイルス感染症により売上が大幅に減少した場合においても、都道府県への確認申請を行うことでこの災害特例を適用できることとしている。この申請期限は新型コロナウイルス感染症が災害特例の対象の“災害等”に指定された期間の初日の令和 2 年 2 月 18 日から 8 か月後の「10 月 19 日」（10 月 18 日が日曜日のためその翌日）までとされているが、激甚震災や風水害と異なりコロナウイルス禍は 1 年半以上にわたり長期化しており、また、緊急事態宣言などが発令され、人流の制限等を断続的に行っていることから、事業承継税制コロナ特例の申請期限の延長や要件緩和など柔軟な対応を国に対し要望すること。

### 6. 創業意欲の喚起とスタートアップ支援

起業は人々が潜在力と意欲を、組織の枠にとらわれずに発揮することを可能にし、雇用を増やす。それら新たな事業活動を通じて、中小企業者どうしの連携が生まれ、地域課題の解消やサプライチェーンの維持、需要や雇用の創出、様々な好循環を生み出す源泉となる。このことは地域のレジリエンスを高める観点からも重要である。新規創業者が数多く生まれる上で必要と思われることを提言する。

#### (ア) 広範な連携を生み出すスタートアップ支援の拡大を図ること

世田谷区が行っている地域連携型ハンズオン支援事業「SETA COLOR プログラム」は、区内の企業がそれぞれの事業を軸に世田谷に関わるあらゆる企業や組織とチームを組み、補助金と専門家がサポートする有機的な支援体制が生まれている。このような視点での事業は、創業後のサポートや人的

なつながりの創出など継続的な事業リソースを得やすく、一般的な創業支援の切れ目を乗り越える質的な経営資源を得ることができ、持続的な発展が期待できるものと期待が集まる。東京都がすすめるスタートアップエコシステムの整備において、大小様々なコンソーシアムとの連携やハンズオン支援など継ぎ目のない支援体制を構築し、事業者と支援者の有機的な連携を一層強化すること。

#### (イ) 身近な中小企業経営者と学生等との接点を増やし東京を担う経済人の育成体制の強化を図ること

我が国の創業希望者が創業する割合や創業後の生存率の高さは他国にない水準であるものの、創業希望者や事業後継者を増やす機会は十分ではない。今後、雇用が流動化することによって、創業や既存事業の承継がより身近な選択肢となっていくなか、中小企業の経営への理解と関心を醸成する取り組みが不可欠である。都立中学・高校などへ、身近なOBや近隣の中小企業経営者などの講師派遣や就業体験、投資教育などを強化し、東京を担う経済人の育成を一層強化すること。

### 7. 新型コロナ感染拡大をめぐる対応

新型コロナ感染拡大をめぐる対応は、中小企業者がウィズコロナ時期の事業継続、そしてアフターコロナを展望した事業展開を考える上で大変に注視している。BCPを検討する上で社員のワクチン接種の促進は欠かせない。その観点から以下を要望する。

#### (ア) 集団免疫獲得に向けた職域接種拡大と中小企業への接種促進を行う団体への支援等を行うこと

新型コロナウイルス禍の影響によって、新たな事業が生まれつつある一方、飲食業・宿泊業・旅行業や対人サービス業を中心とした産業にとっては、マスク無しで移動ができる社会情勢を回復することが事業の回復につながる。そのためにはワクチン接種を推し進め、ウイルスの影響を限定的にしていくことが不可欠である。

特に、当会でも取り組んでいる中小企業へのワクチン職域接種については、職場での感染拡大や重症化を防ぎ、事業継続を高めることができる。しかし、中小企業には産業医が駐在しておらず、企業内に診療所を設けていない事が多い。そのため、中小企業団体が実施主体となる職域接種が重要な役割を果たす。しかし、職域接種会場や医療関係者の手配や費用、職域接種実務など大きな負担があり、国の設定する費用では十分に賄うことができない。東京都は職域接種の実施にあたって、国の設定する費用の不足分を上乗せする補助制度を構築し、ワクチン職域接種の拡大を図ること。

また、ブースター接種の実施が行われる場合も想定し、予算を配分すること。

以上